

第8期大田区男女共同参画推進プランの策定及び区民公募手続（パブリックコメント）の実施について 【概要及び今後のスケジュール】

総務財政委員会 令和2年11月13日
総務部 資料2
所管 人権・男女平等推進課

第1章 計画策定にあたって 【P1～11】

1 計画の目的

「第7期大田区男女共同参画推進プラン」（平成28(2016)年度から令和2(2020)年度）の計画終了に伴って、引き続き積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化などにより生じた新たな課題に対応するため、「第8期大田区男女共同参画推進プラン」を策定します。

2 SDGsの達成に向けて

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、17のゴールのうちの目標5には「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げてあります。

大田区における本プランでのすべての取組は、SDGsの達成につながっていくという認識のもと、着実に計画を推進していくことでSDGsの達成をめざしていきます。

3 計画策定の背景

<国の動き>

国では、男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月)に基づき、男女共同参画基本計画(平成12(2000)年12月)を策定しました。令和2(2020)年末を目前に、第5次男女共同参画基本計画の策定が進められており、策定にあたっては、4つの目指すべき社会、4つの政策領域が示されています。

<都の動き>

平成29(2017)年3月に、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。この計画は、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定したものです。

<区の動き>

- 平成30(2018)年:大田区配偶者暴力相談支援センター機能の整備
- 平成31(2019)年:第12期大田区男女共同参画推進区民会議設置

4 計画の位置づけと期間

- 国の「第5次男女共同参画基本計画」との整合を図ります。
- 関連計画との整合性を図ります。
- 本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

5 進行管理

本プランを実効性のあるものにするため、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価することが必要です。今後プランを進めていく中で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活様式や働き方が変化していく可能性があります。計画期間内における社会情勢の変化などには、柔軟に対応していきながら実施します。

第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状と課題 【P13～34】

現状	課題
○ハラスメントの経験があるという人は4割程度、DVを受けた経験のある人は半数以上という状況です。	○人権を尊重する意識の啓発や男女平等の意識の形成に向けて取り組んでいくことが必要です。
○女性が職業に就くことや就業を継続することに対して、理解が進んでいます。	○働く場で活躍したいと思っているすべての女性が、個性や能力を発揮できる環境が必要です。
○育児休業・介護休業取得についての理解は進んでいるものの、現実的には休めないという状況です。	○男女の働き方や暮らし方などの意識を変え、男性中心型労働慣行を見直していくための取組が必要です。
○審議会、委員会等など、女性の政策決定過程への参画を6割程度が望んでいます。	○女性の政策決定過程への参画について推進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方 【P35～44】

基本理念

誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた
～おおたの男女共同参画社会をめざして～

平成28(2016)年3月に策定した前プランでは「誰もが認め合い、笑顔がつながるまち おおた」を基本理念に各種施策を推進してきました。本プランの策定にあたっては、この理念を継承しつつ、基本構想に準じて「区民」「地域や区民相互の関係」に視点を置き、区民に広く浸透するプランをめざして、基本理念を掲げます。

第4章 施策の展開

施策の体系は、別紙に記載しています。施策事業数は、105事業となっています。

今後のスケジュール

- 1 総務財政委員会報告**
○日 時:令和2年11月13日(金)
- 2 パブリックコメント**
○日 時:令和2年11月24日(火)～12月7日(月)
○閲覧場所:人権・男女平等推進課、区政情報コーナー、特別出張所、男女平等推進センター「エセナおおた」
- 3 区民説明会**
○日 時:令和2年11月29日(日)
- 4 庁議・総務財政委員会報告**
○日 時:令和3年2月・3月
- 5 計画決定**
○日 時:令和3年3月下旬

第8期大田区男女共同参画推進プラン 施策の体系

基本理念

誰かが認め合い、笑顔つながるまち おおた
くおおたの男女共同参画社会をめざして

基本目標

I 誰もが尊重される
安心・安全なまちを
築きます

II 誰もが活躍できる
環境づくりを応援します
【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

III 女性の活躍で
地域力を向上します

IV 地域と協働して
計画を進めます

個別目標

1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

2 あらゆる暴力の根絶

1 女性の活躍推進

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 地域における女性の参画促進

2 意思決定過程における男女共同参画の推進

1 地域と協働した男女共同参画の推進

2 着実な計画の推進

施策

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画の啓発と教育の推進
- ③生活上の困難を抱えた女性等への支援
- ④男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

- ①配偶者等からの暴力防止及び被害者への支援
【大田区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】
- ②あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

- ①子育て世代・介護者への支援
- ②女性への就労支援
- ③女性の活躍推進に向けた企業への支援

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援
- ③男性への男女共同参画の推進
- ④生涯を通じた男女の健康支援

- ①固定的な役割分担意識の解消
- ②様々な分野への参加の促進
- ③男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

- ①政策・方針決定の場における女性の参画促進
- ②女性の能力発揮に向けた支援

- ①地域団体・企業・教育機関等との協働
- ②国・東京都との連携

- ①推進体制の充実
- ②男女平等推進センターの運営

第8期大田区
男女共同参画推進プラン
素案

令和2年11月
大田区

目次

第1章 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 SDGsの達成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) 都の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(3) 区の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第2章 大田区の男女共同参画を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・ 13

1 大田区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 総人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2) 出生数と合計特殊出生率・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3) 区内在住の外国人数・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(4) 女性の職業生活の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2 男女共同参画に関する区民の意識・・・・・・・・・・・・	19
(1) 男女共同参画に関する意識調査の概要	19
(2) 職業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(3) 家庭生活・子育てについて・・・・・・・・・・・・	21
(4) ワーク・ライフ・バランスについて	23
(5) 人権について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(6) 地域活動等について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(7) 男女共同参画の取組について	29
3 第7期プランの総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

第3章 計画の基本的な考え方35

- 1 基本理念37
- 2 施策の体系38
- 3 基本目標と個別目標40

第4章 施策の展開45

- 基本目標Ⅰ 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます47
 - 個別目標1 人権尊重と男女共同参画意識の向上 47
 - 個別目標2 あらゆる暴力の根絶 51
- 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します61
 - 個別目標1 女性の活躍推進 61
 - 個別目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進 65
- 基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します68
 - 個別目標1 地域における女性の参画促進 68
 - 個別目標2 意思決定過程における男女共同参画の推進 72
- 基本目標Ⅳ 地域と協働して計画を進めます73
 - 個別目標1 地域と協働した男女共同参画の推進 73
 - 個別目標2 着実な計画の推進 75

第1章

計画策定にあたって

1 計画の目的

大田区では、昭和59(1984)年に婦人の諸問題を解決するための第1期「婦人問題解決のための大田区行動計画」を策定しました。平成8(1996)年には男女共同参画推進の実現に向けた現在の「大田区男女共同参画推進プラン」と名称を変え、様々な施策に取り組んでいます。

近年では、男女共同参画を妨げる配偶者暴力対策において、平成30(2018)年に「大田区配偶者暴力相談支援センター」としての機能を整備し、自分自身や子どもの権利を守るための取組を推進してきました。

また、官民を挙げて「働き方改革」の取組が進められている中、大田区では「大田区スマートワーク宣言」を行い、働き方改革に取り組んでいます。男女が共に仕事や家庭、地域活動、個人の自己啓発など様々な分野においてバランス良く活動していくためにワーク・ライフ・バランスの実現をめざしています。

このように、様々な取組によって男女共同参画の推進を図ってきましたが、現在も課題とされる、固定的な性役割意識の解消やあらゆる暴力を防止し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続的に強化、発展させていくことが重要です。

「第7期大田区男女共同参画推進プラン」(平成28(2016)年度から令和2(2020)年度)の計画終了に伴って、引き続き積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化などにより生じた新たな課題に対応するため、「第8期大田区男女共同参画推進プラン」を策定します。本プランにおいては、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」、「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」を包含しています。

今後は、「第8期大田区男女共同参画推進プラン」の基本理念である「誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた」のもと、男女共同参画社会の実現をめざした取組を一層推進していきます。

2 SDGsの達成に向けて

SDGs(エスディーゼズ/Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*}」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、**17の目標と169のターゲット**から構成されています。特徴は、普遍性、包摂性、参画性、統合性、透明性の5つです。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー^{*}平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」との記載があります。また、17の目標のうちの目標5には、「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げてあります。さらに、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、新たなアジェンダの実施において、「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」とされています。

大田区における本プランでのすべての取組は、SDGsの達成につながっていくという認識のもと、着実に計画を推進していくことでSDGsの達成をめざしていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 ジェンダー平等を実現しよう



【目標5】ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント^{*}を図る

目標5におけるターゲット

SDGsの17の目標には、それぞれ具体的なターゲットが設定されています。ターゲットは、各目標の具体的な課題の達成を示したものと、これら課題の達成を実現するための手段や措置について示されているものがあります。

目標5において設定されているターゲットは以下の9つです。

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標をかかげたもの。

2000年の国連ミレニアム・サミット（英語版）で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）が平成27(2015)年で終了することを受け、国連が今後15年間（2030年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。

ジェンダー

社会的、文化的習慣によって作り出された性差。性別分業や、男らしさ、女らしさという人為的につくられた言葉です。

エンパワーメント

力をつけて、各人が社会的に能力を発揮できるようになること。

3 計画策定の背景

(1) 国の動き

第5次男女共同参画基本計画の策定に向けて

国では、男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月)に基づき、男女共同参画基本計画(平成12(2000)年12月)を策定しました。令和2(2020)年末を目途に、第5次男女共同参画基本計画の策定が進められており、策定にあたっては、以下のような4つの目指すべき社会が掲げられ、4つの政策領域が示されています。

【目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④SDGsの達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を重視する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

ワーク・ライフ・バランスの推進

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19（2007）年12月）が策定されました。さらに、これを実現するため「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

行動指針で示された取組

- ①企業、働く者の取組
- ②国民の取組
- ③国の取組
- ④地方公共団体の取組

ストーカー行為等への規制

ストーカー行為を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行い、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とした「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が平成12（2000）年に制定され、平成28（2016）年12月に改正されました。

改正におけるポイント

- 規制対象行為の拡大等（2条）
規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。
 - ①住宅等の付近をみだりにうろつくこと
 - ②SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること

配偶者からの暴力の防止

配偶者からの暴力に係る通報や相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が平成13（2001）年に制定されました。平成25（2013）年7月と令和元年6月に改正されています。

改正におけるポイント

- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を対象として適用しました。
- 児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

女性の活躍推進

自らの意思により職業生活を営み又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要とされています。そのため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成27(2015)年9月に制定しました。令和元(2019)年6月には、法改正を行いました。

改正された3つのポイント

(令和元(2019)年6月改正)

- ①一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
- ②女性活躍に関する情報公表の強化
- ③特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設

仕事と家庭が両立できる社会の実現

子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援を進めるため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が平成29(2017)年10月に改正されました。

改正された3つのポイント

(平成29(2017)年10月改正)

- ①育児休業期間の延長
- ②育児休業等制度の個別周知
- ③育児目的休暇の新設

令和元(2019)年12月27日に改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布又は告示されました。この改正により、令和3(2021)年1月1日からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになります。

職場におけるハラスメントの対策

令和元(2019)年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。この改正により、職場におけるパワー・ハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

改正におけるポイント

- ①パワー・ハラスメント対策の法制化
- ②セクシュアル・ハラスメント等

(2) 都の動き

東京都においても、男女平等参画の促進や配偶者からの暴力対策として、以下のような取組、施策を進めてきました。

男女平等参画の促進

東京都では、性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参加し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京2012」(平成24(2012)年3月)を策定しました。

配偶者からの暴力対策

平成16(2004)年の法改正により、都道府県に基本計画の策定が定められたことを受けて、「東京都配偶者暴力対策基本計画」(平成18(2006)年3月)を策定しました。平成21(2009)年3月、平成24(2012)年3月改定に続き、平成29(2017)年3月に改定を行いました。

平成29(2017)年3月の改定では、「東京都男女平等参画推進総合計画」を構成する計画の1つとして位置づけられています。

誰もが自分らしく暮らせる社会を築くために

平成29(2017)年3月に、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現をめざし「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。この計画は、「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定したものです。

「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定にあたっては、女性の活躍推進という視点を追加・充実させ、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」として一体的に策定されました。

東京都男女平等参画推進総合計画

東京都女性活躍推進計画

東京都配偶者暴力対策基本計画

東京都女性活躍推進計画

基本理念

- ①男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- ②男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる社会
- ③男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

重点課題

- ①働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進
- ②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現
- ③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大
- ④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

東京都配偶者暴力対策基本計画

都の配偶者等暴力対策を推進していくために、次の3つを中心的視点としています。

- ①暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発
- ②被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援
- ③都と区市町村、民間団体等関係機関の相互連携と役割分担

(3) 区の動き

区では、これまで以下のような取組を行ってきました。

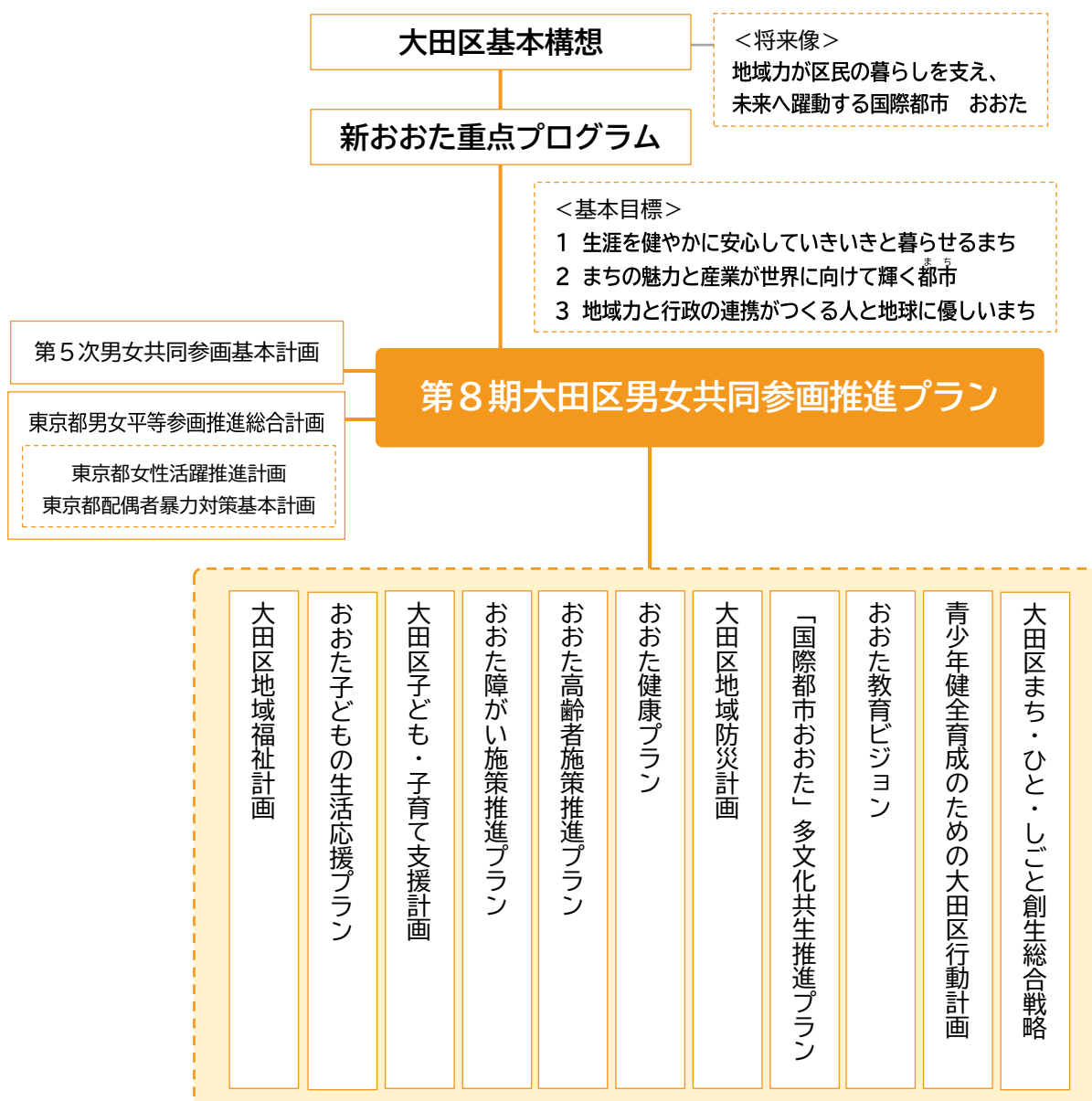
年	動き	内容
平成8 (1996)年	第3期大田区男女平等推進 プラン策定	固定的性別役割分担意識の払拭、審議会等政策 決定過程への女性の参画等を推進
平成9 (1997)年	第1期大田区男女平等推進 区民会議設置	学識経験者、団体推薦、公募の区民で構成され る会議で、区民と区のパートナーシップの役割 を果たす
平成12 (2000)年	大田区男女平等推進センター 「エセナおおた」開館	愛称・シンボルマークを前年に公募、「エセナ おおた」が誕生 運営委員会発足 区民自主運営講座開始
平成13 (2001)年	第4期大田区男女平等推進 プラン策定	人権尊重を基本理念として、区民会議と職員会 議で「区民の役割」「区の責務」を規定
平成14 (2002)年	大田区男女平等推進センター 区民自主運営委員会設置	区民の自主的運営センターとして、男女平等推 進事業を実施(平成16年、センターの管理運営 を指定管理者に委託)
平成18 (2006)年	第5期大田区男女共同参画 推進プラン策定	「男女共同参画に関する意識調査」結果に基づ く区民会議の提言を受けて策定
平成23 (2011)年	第6期大田区男女共同参画 推進プラン策定	第5期推進プランの理念を継承しつつ、区民会 議により、ワーク・ライフ・バランスの推進を 重点とすべきとの提言を重視して策定
平成27 (2015)年	大田区配偶者暴力の防止 及び被害者保護等のための 計画策定	DV防止法の第2条の3第3項に基づく基本計 画で、国の基本的な方針に則し、東京都配偶者 暴力対策基本計画を勘案して策定
平成28 (2016)年	第7期大田区男女共同参画 推進プラン策定	区民会議の委員が「そのようなまちをめざした い」という思いから、「誰もが認め合い、笑顔 がつながるまち おおた」の理念を設定
平成30 (2018)年	大田区配偶者暴力相談支援 センター機能の整備	「人権・男女平等推進課」及び「大田区福祉事 務所」を機能整備、「DV相談ダイヤル」を開設
平成31 (2019)年	第12期大田区男女共同参画 推進区民会議設置	新しい時代における男女共同参画社会の実現 に向けた検討

4 計画の位置づけと期間

本プランは、以下の位置づけの計画です。

- 男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年6月制定)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画にあたります。
- 第7期大田区男女共同参画推進プランを継承します。
- 「大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画」、「大田区女性の職業生活における活躍推進計画」を包含します。
- 関連計画との整合性を図ります。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」との整合性を図ります。
- 「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成された「東京都男女平等参画推進総合計画」との整合性を図ります。

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。



5 進行管理

本プランを実効性のあるものにするため、施策の進捗状況を定期的に把握し、評価することが必要です。今後プランを進めていく中で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活様式や働き方が変化していく可能性があります。計画期間内における社会情勢の変化などには、柔軟に対応していきながら実施します。

(1) 進捗状況の評価と見直しの流れ

PDCA サイクル(計画-実施-評価-見直し)により、毎年度、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。



(2) 指標による達成状況の点検・評価

区民が客観的に5年後の達成度を判断できるよう、課題ごとに達成を目指す「指標」を設定します。

(3) 事業の進捗状況の点検・評価

事業担当課による各施策の進捗状況の調査及び評価を行います。

(4) 点検評価の反映・見直し

区民会議において指標の達成状況、事業の進捗状況の検証を行うとともに、点検結果に基づく施策の見直し等について提言します。

第2章

大田区の男女共同参画を取り巻く

現状と課題

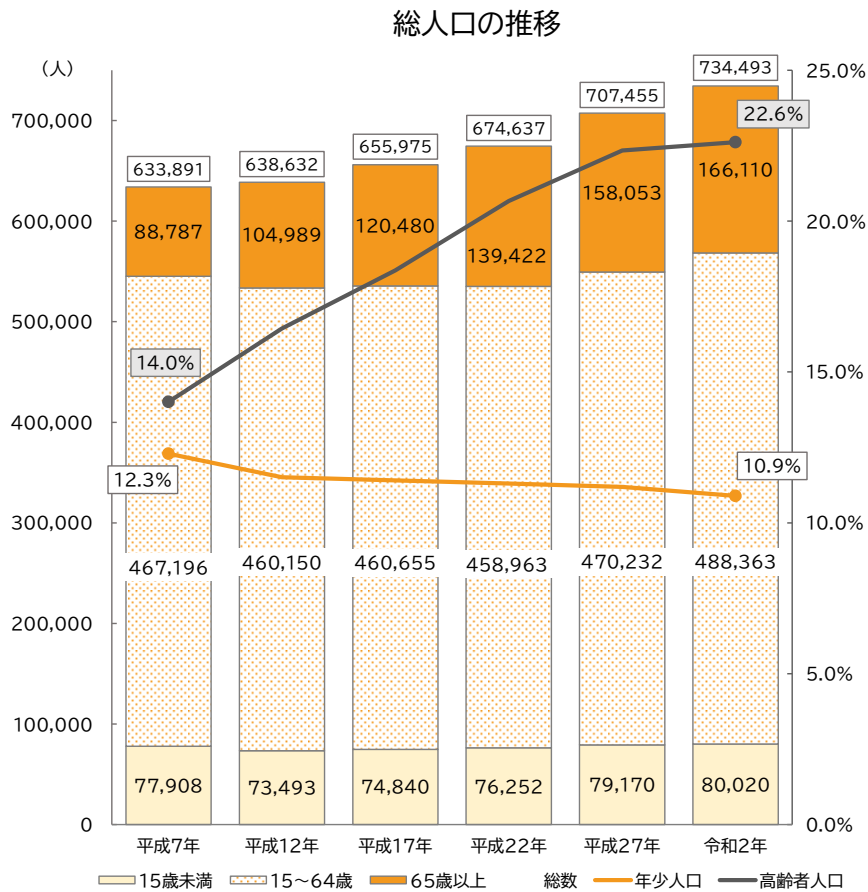
1 大田区の概要

(1) 総人口の推移

少子高齢化対策に向けた取組の推進が必要です

大田区の総人口は平成7(1995)年以降増加しています。平成27(2015)年には、70万人を超え、令和2(2020)年では、734,493人となっています。

年齢3区分別人口をみると、平成7(1995)年時点では年少人口(15歳未満)の比率が12.3%、高齢者人口(65歳以上)の比率が14.0%となっています。令和2(2020)年(1月1日現在)においては、年少人口の比率が10.9%、高齢者人口の比率が22.6%となっており、ますます少子高齢化が進んでいる状況です。



出典：住民基本台帳(各年1月1日現在)

年齢(3区分)別人口の比較

	大田区	全国	東京都	23区
年少人口(15歳未満)比率[%]	10.9%	12.2%	11.6%	11.3%
生産年齢人口(15~64歳)比率[%]	66.5%	59.9%	65.8%	67.3%
高齢者人口(65歳以上)比率[%]	22.6%	27.9%	22.6%	21.4%

出典：住民基本台帳(令和2年1月1日現在)

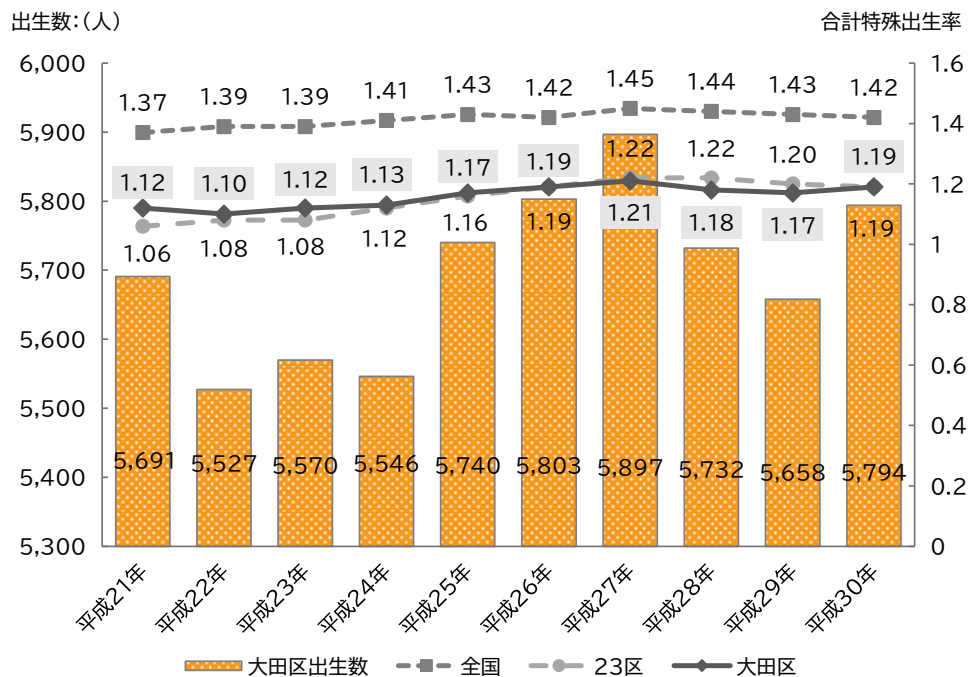
(2) 出生数と合計特殊出生率

平成 27 年度以降、ほぼ横ばいの状態が続いています

大田区における出生数は、平成 27(2015)年以降減少していましたが、平成 30(2018)年には 5,794 人と過去 2 年よりも増加をしています。

合計特殊出生率*については、平成 27(2015)年以降ほぼ横ばいの状態であり、23 区とは同水準であるものの、全国と比較すると大きく下回っています。

出生数と合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計

平成 30(2018)年の合計特殊出生率

東京都	23区	市部	郡部	島部	全国
1.20	1.19	1.27	1.32	1.63	1.42

大田区	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区
1.19	1.20	1.42	1.39	1.03	1.24	1.23	1.24
江東区	品川区	目黒区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	豊島区
1.32	1.21	1.06	1.08	1.08	1.00	1.08	0.99
北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	
1.18	1.19	1.16	1.16	1.31	1.34	1.39	

出典：人口動態統計

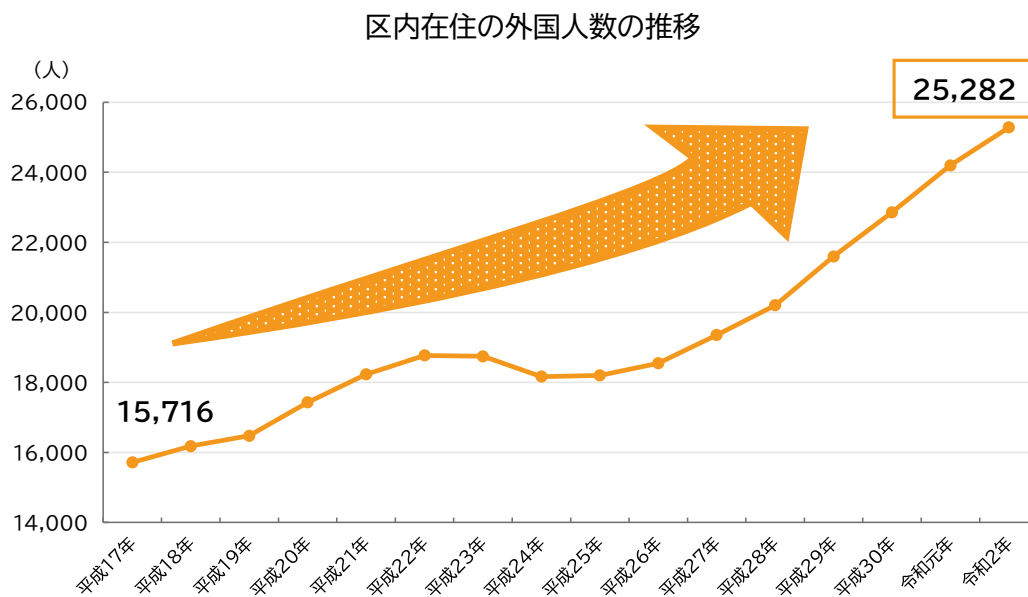
合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。

(3) 区内在住の外国人数

外国人区民は、年々増加しています

区内在住の外国人数は、平成24年以降年々増加しています。令和2(2020年)1月1日現在では、2万5千人を超えており、平成17(2005)年と比べて9,500人以上の増加がみられます。



出典：住民基本台帳(各年1月1日現在)

※平成17年から平成24年は、外国人登録法により記録されたもの

コラム

国際都市おおた

大田区内在住の外国人人口は増加し続けており、羽田空港を抱える大田区には、様々な国・地域から多くの外国人来訪者が訪れています。今後も社会経済活動の更なるグローバル化の進展に伴い、外国人区民および外国人来訪者の数は増加し続けることが予想されています。

大田区は、日本のゲートウェイとして地域の力を結集し、新たな時代を切り拓いて、世界にはばたく「国際都市おおた」を宣言しています。「国際都市おおた」の実現のためには、外国人区民と日本人区民が、地域をつくる住民として共に生きていくことが重要であると考え、多文化共生社会の推進のために様々な取組を行っています。

(4) 女性の職業生活の状況

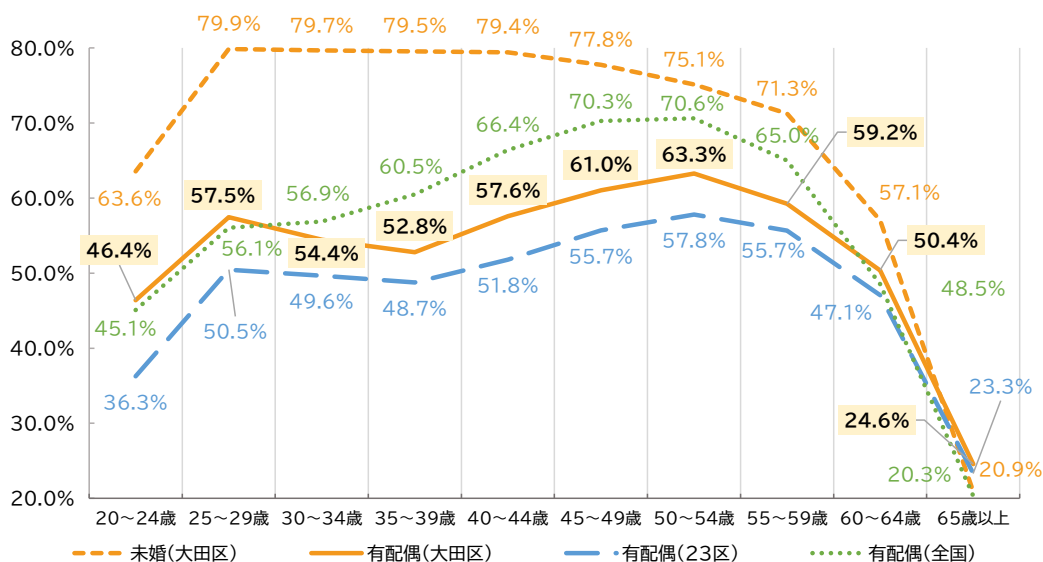
配偶者の有無に関係なく、自分の意思で働ける環境が必要です

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口〔就業者＋完全失業者〕の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ※を描くとされています。

大田区においても、有配偶女性の労働力率は20～40歳代にかけて未婚女性よりも大幅に低いため、出産や育児を機に仕事を辞める状況がうかがえます。

有配偶女性の年齢階級別労働力率を大田区、23区、全国で比較してみると、20～24歳、25～29歳にて、23区、全国よりも上回っている状況です。

配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



出典：国勢調査

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した場合、30歳代が谷となり、20歳代後半と40歳代後半が山となるアルファベットのMのような形になることです。

これは、結婚や出産を機に仕事を辞める女性が多く、子育てが一段落すると再び仕事に復帰するという特徴が表れています。

これまでは、女性が結婚や出産をし、家事や育児をしながら働き続ける環境が整っておらず、就労を一時断念せざるを得ない状況でした。現在は、女性の社会進出や活躍に向けた取組や支援が充実し、M字カーブが解消傾向にあります。しかし、M字カーブは完全に解消されているわけではないので、今後も取組や支援の充実を図っていくことが必要です。

2 男女共同参画に関する区民の意識

(1) 男女共同参画に関する意識調査の概要

① 目的

実施した調査は、男女共同参画や男女平等に対する区民の意識や実態を把握することを目的として実施しました。

また、すべての区民が性別にかかわらず個人として尊重され、互いに支え合う男女共同参画社会の実現を目標とした「第8期大田区男女共同参画推進プラン」(本プラン)を策定する際の基礎資料としました。

② 実施概要

対 象	大田区に住民基本台帳登録をする 20 歳以上の区民
対 象 者	2,000 名
調査方法	郵送配布・郵送回収
回 収 率	34.9%(697 件)
実施時期	令和元(2019)年 11 月 13 日 ~ 令和元(2019)年 11 月 27 日

③ 調査項目

1. 基本属性
2. 職業について
3. 家庭生活・子育てについて
4. ワーク・ライフ・バランスについて
5. 人権について
6. 地域活動について
7. 男女共同参画の取組について

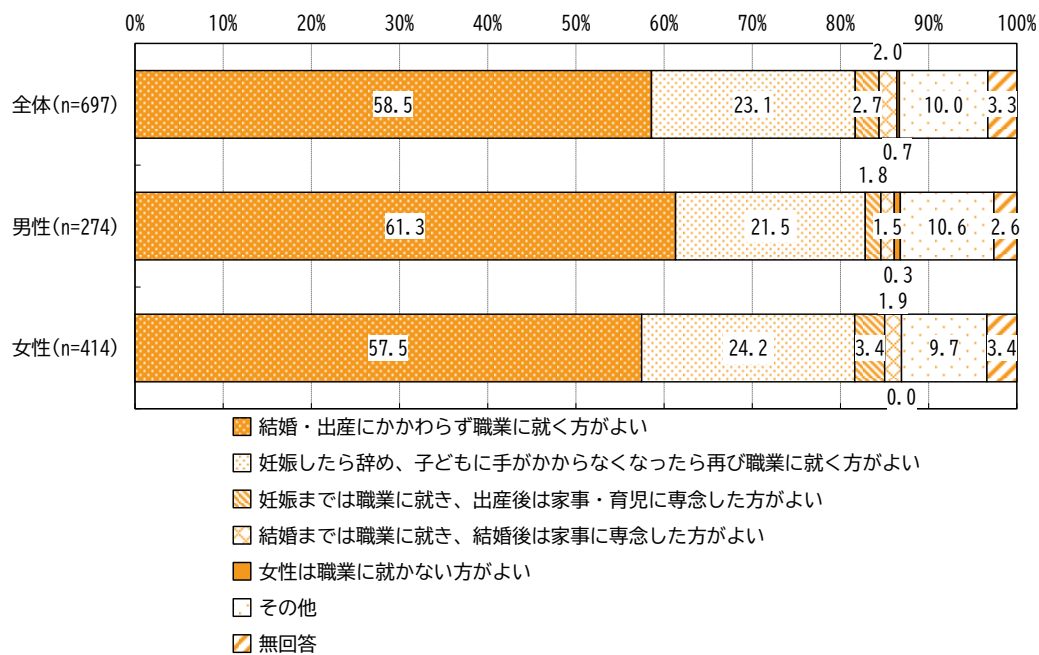
(2) 職業について

① 女性が職業に就くこと

現状

女性が職業に就くことや就業継続に対して理解が進んでいます

女性が職業に就くことについて、全体では「結婚・出産にかかわらず職業に就く方がよい」が 58.5%と最も多くなっています。次いで「妊娠したら辞め、子どもに手がかからなくなったら再び職業に就く方がよい」が 23.1%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

今後に向けた課題

女性が職業に就くことや就業を継続することに対して理解は進んでいるため、実現できるよう、取組の推進や環境整備を図っていくことが大切です。

働く場で活躍をしたいと思っているすべての女性が、個性や能力を発揮できる社会をめざして、取組を進めていくことが必要です。

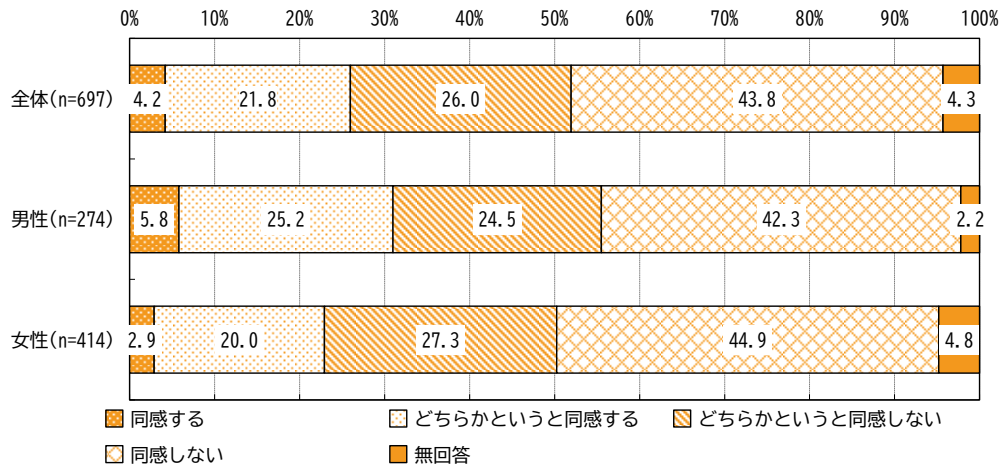
(3) 家庭生活・子育てについて

① ジェンダー観

現状

固定的な性役割意識は男性の方が高くなっています

「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方について、「同感する」「どちらかというと同感する」の合計は、男性が31.0%、女性が22.9%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

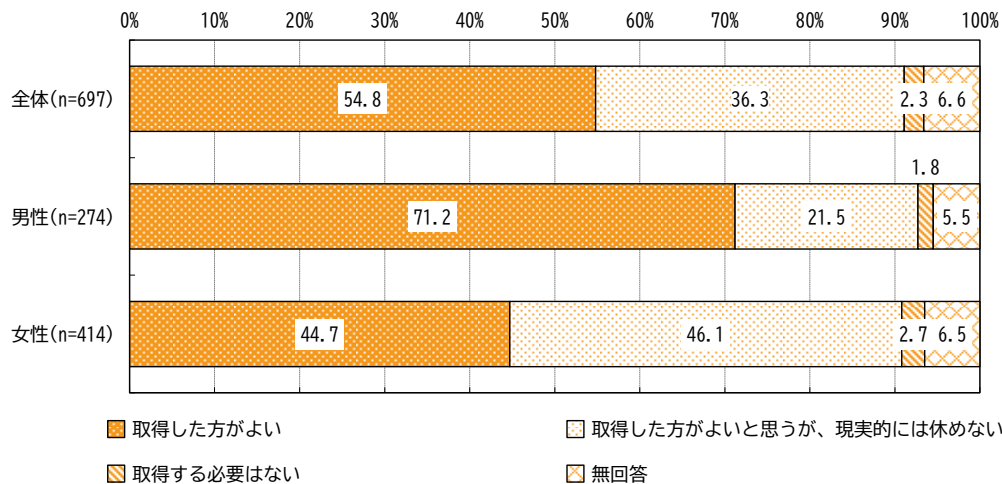
② 育児休業・介護休業取得への理解

現状

育児休業等取得への理解はあるものの現実的には休めない状況です

◆育児休業

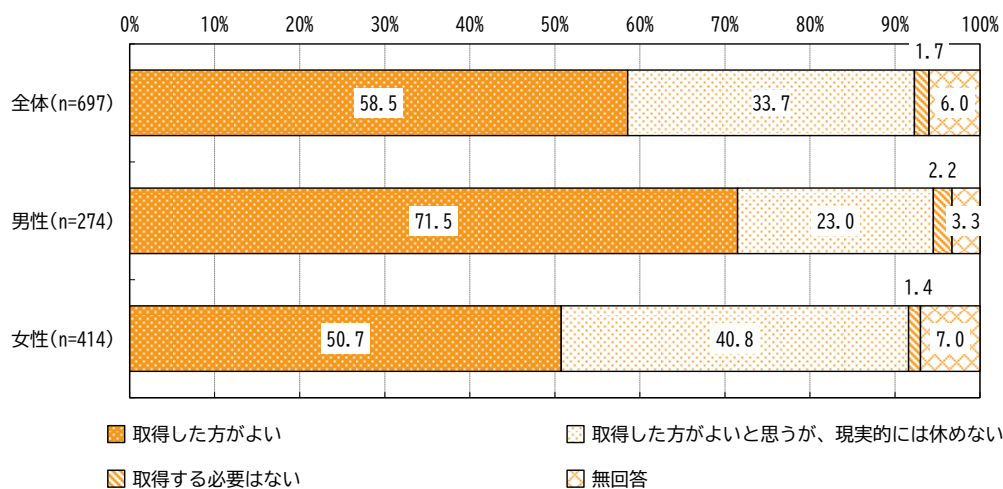
配偶者やパートナーが育児休業を取得することについて、全体では「取得した方がよい」が54.8%と最も多く、次いで「取得した方がよいと思うが、現実的には休めない」が36.3%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

◆介護休業

配偶者やパートナーが介護休業を取得することについて、全体では「所得した方がよい」が 58.5%と最も多く、次いで「取得した方がよいと思うが、現実的には休めない」が 33.7%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

今後に向けた課題

「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方については、一定数存在しています。固定的な性役割意識の解消に向けた取組が必要です。

育児休業・介護休業取得についての理解は進んでいますが、現実的には難しいという状況です。

男女の働き方や暮らし方など意識を変え、男性中心型労働慣行を見直していくための取組を進め、男女が共に暮らしやすい社会をめざしていくことが大切です。

(4) ワーク・ライフ・バランスについて

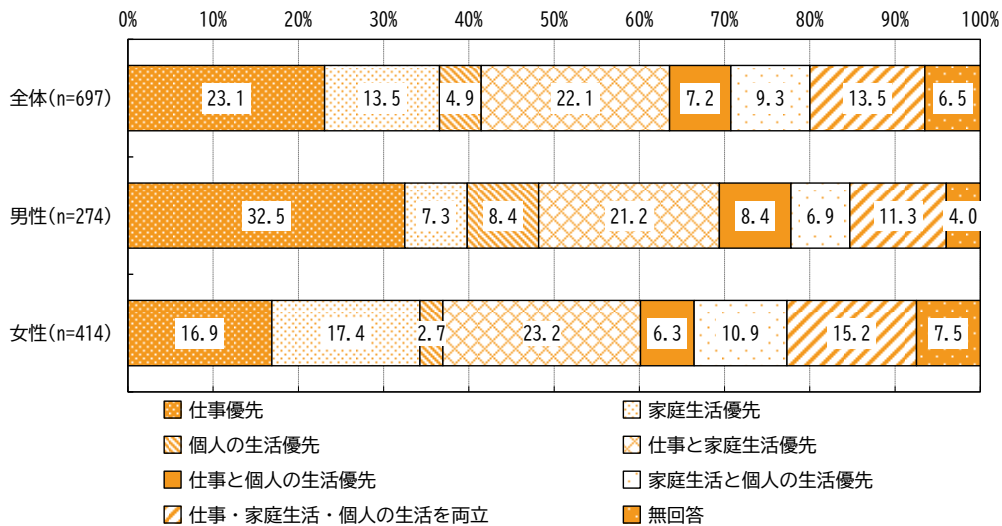
① 仕事・家庭生活・個人の生活のバランス

現状

ワーク・ライフ・バランスに対する現実と希望には差があります

◆現実

生活の中での、仕事・家庭生活・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度に関する現実について、全体では「仕事優先」が 23.1%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活優先」が 22.1%となっています。



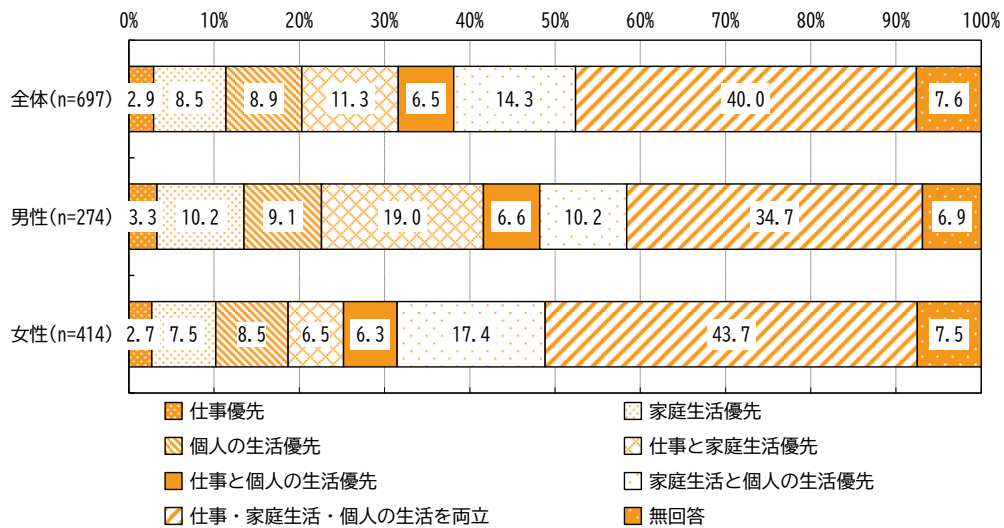
出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされます。

◆希望

生活の中での、仕事・家庭生活・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度に関する希望について、全体では「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」が40.0%と最も多くなっています。次いで「家庭生活と個人の生活」が14.3%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

今後に向けた課題

ワーク・ライフ・バランスへの意識はありますが、現実には仕事が優先となっています。

仕事・家庭生活・個人の生活の両立を実現させるためには、働き方の見直しや長時間労働の削減、多様な働き方への理解が必要です。

(5) 人権について

① ハラスメントの経験

現状

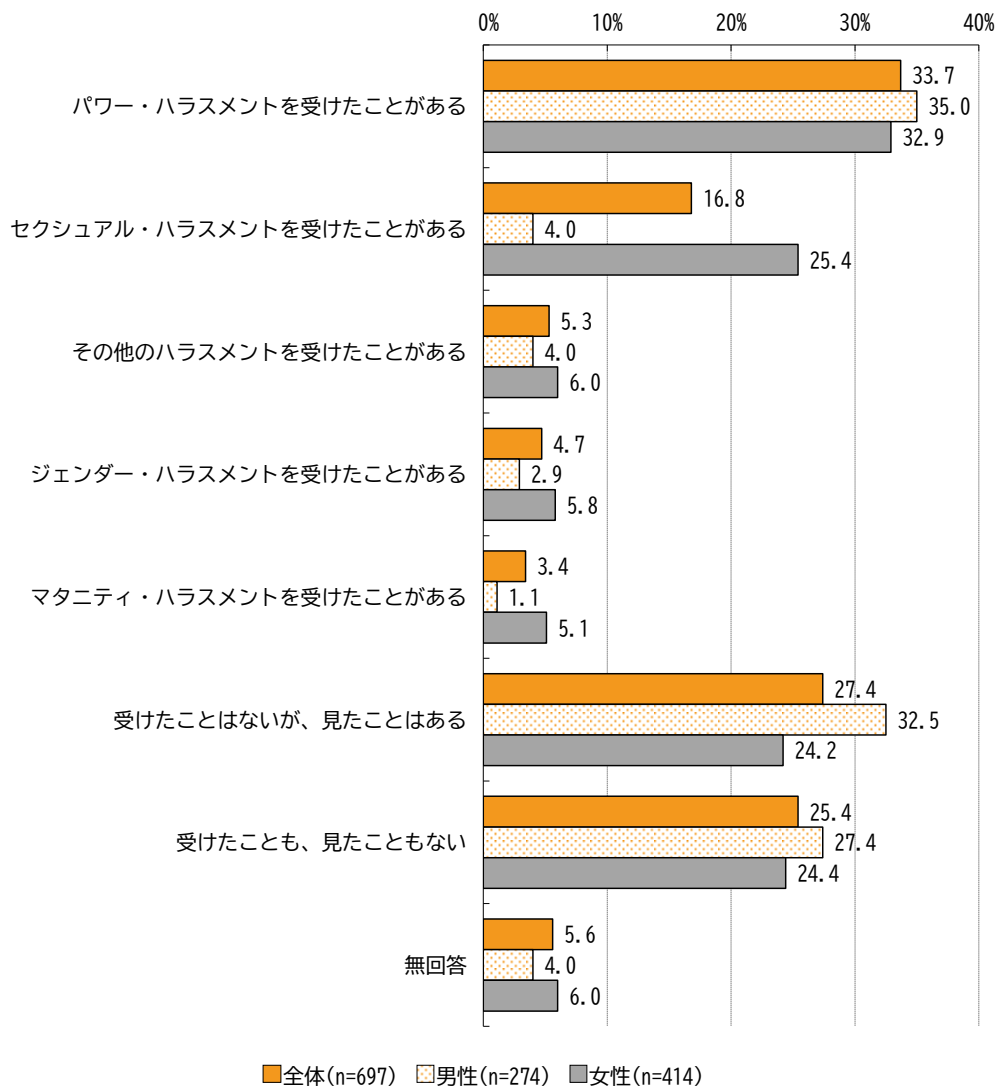
ハラスメントの経験がある人は4割程度います

職場や学校でハラスメントを受けたことがあるかということについて、全体では「パワー・ハラスメントを受けたことがある」が33.7%と最も多くなっています。次いで「受けたことはないが、見たことはある」が27.4%となっています。

何らかのハラスメントを受けたことがある人(100%から「受けたことはないが、見たことはある」「受けたことも、見たこともない」、「無回答」を除き算出)は、41.6%となっています。

男性、女性共に「パワー・ハラスメントを受けたことがある」が最も多く、男性で35.0%、女性で32.9%です。

「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」は、女性(25.4%)の方が男性(4.0%)よりも21.4ポイント多くなっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

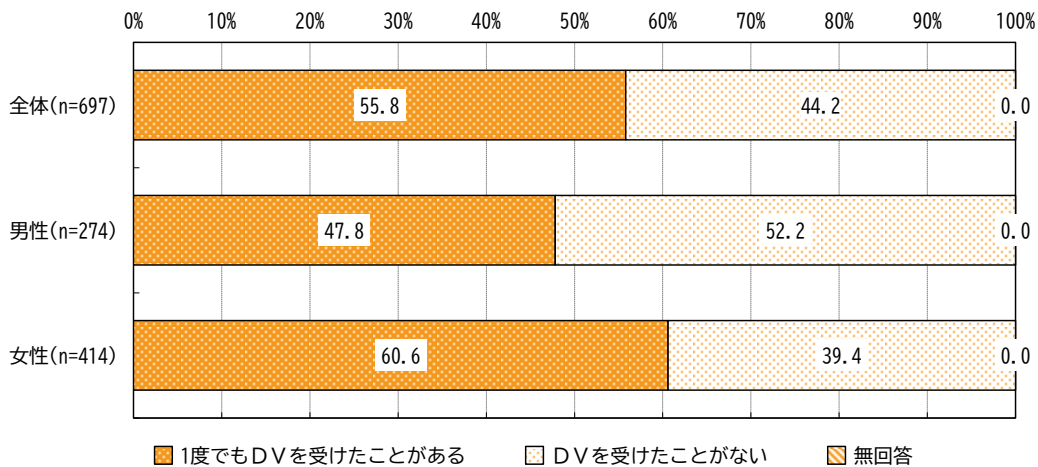
② DV(ドメスティック・バイオレンス)*の経験

現状

全体で半数以上の方がDVを受けた経験があります

DVを受けたことの有無について、全体では「1度でもDVを受けたことがある」人は55.8%となっています。次いで、「DVを受けたことがない」という人が44.2%となっています。

「1度でもDVを受けたことがある」は、男性で47.8%、女性で60.6%となっており、女性の方が12.8ポイント多い状況です。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

DV(ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子どもに対して振るう暴力や高齢者に対する暴力など、家庭内で振るわれる暴力を含めて使用される場合もあります。本プランにおいては、基本的に「配偶者暴力」と表記しています。

結婚していない恋人間の暴力、特に若い世代で親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を「デートDV」といいます。

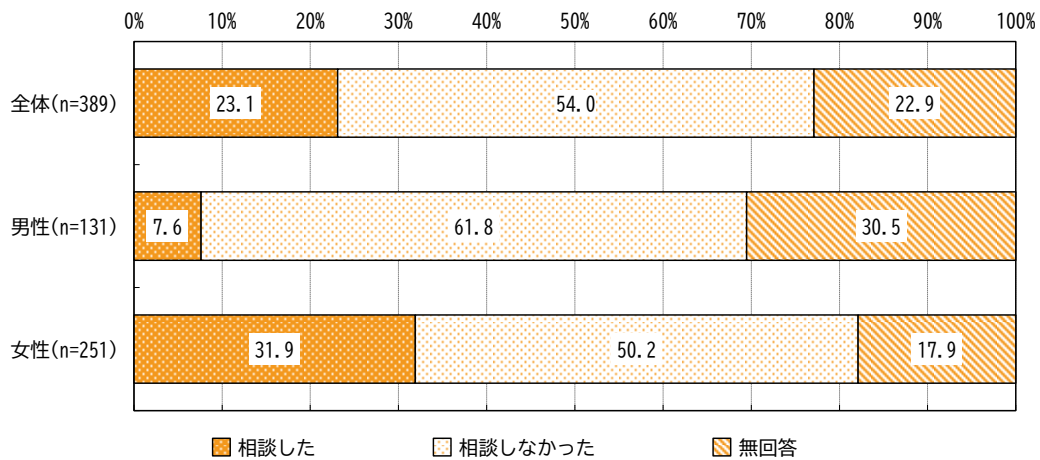
③ DVに関する相談

現状

半数以上の人DVに関する相談をしない傾向があります

DVを1度でも受けたことのある人のうち、そのことを「相談した」という人は、全体で23.1%となっています。

「相談した」については、男性が7.6%、女性が31.9%となっており、女性の方が24.3ポイント多い状況です。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

今後に向けた課題

ハラスメントやDVの経験があるという回答において、男性よりも女性が被害にあっている状況です。人権を尊重する意識の啓発や男女平等の意識の形成に向けて、取り組んでいくことが必要です。被害にあわれた方の相談に加えて、被害に合うことや事態の悪化を未然に防ぐことも踏まえたうえで、相談先の周知を着実にやっていくことが重要です。

(6) 地域活動等について

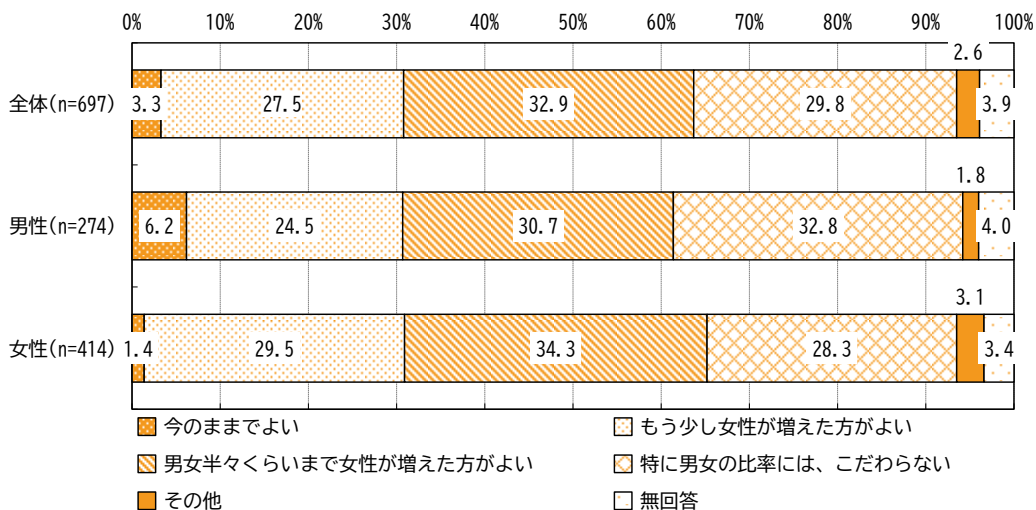
① 女性の政策決定過程への参画

現状

女性の政策決定過程への参画を6割程度が望んでいます

大田区の審議会、委員会等の委員 2,389 名のうち、30.6%が女性であること(令和元年調査時)はどう思うかについて、全体では「男女半々くらいまで女性が増えた方がよい」が 32.9%と最も多くなっています。次いで、「特に男女比の比率には、こだわらない」が 29.8%となっています。

また全体では、「もう少し女性が増えた方がよい」「男女半々くらいまで女性が増えた方がよい」の合計が 60.4%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

今後に向けた課題

審議会、委員会等において、女性の割合が約 30%であることや意識調査にて「男女半々くらいまで増えた方がよい」という意見から、女性への政策決定過程への参画について推進していくことが必要です。

(7) 男女共同参画の取組について

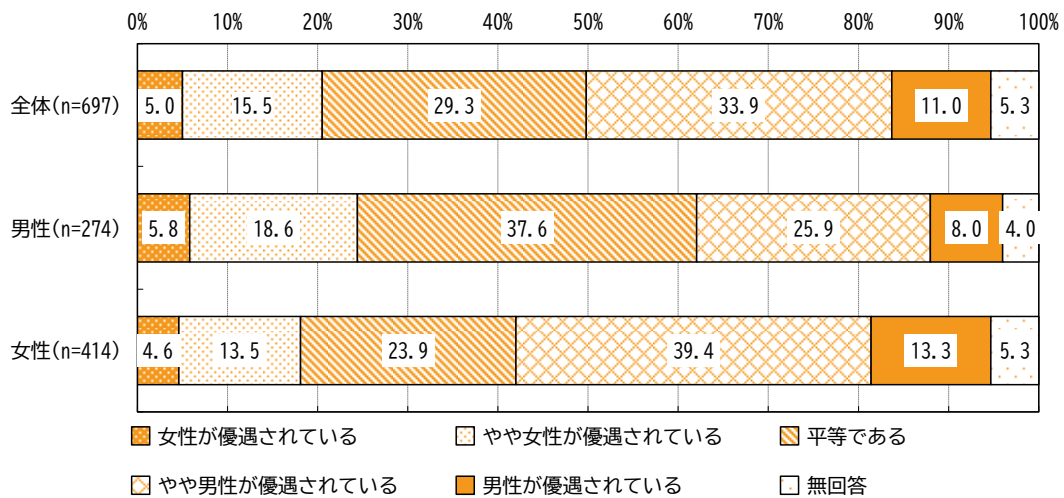
① 様々な場面における男女平等の実感度合い

現状

特に政治の場において男女平等にはなっていません

◆家庭生活

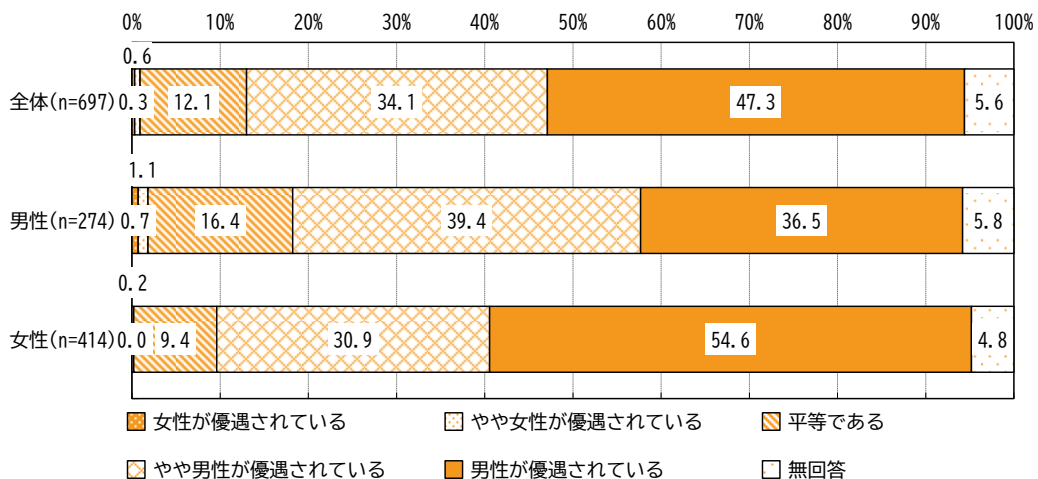
家庭生活における男女の地位は平等であるかどうかについて、全体では「やや男性が優遇されている」が33.9%と最も多く、次いで「平等である」が29.3%となっています。男性では「平等である」が37.6%と最も多いが、女性では「やや男性が優遇されている」が39.4%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

◆政治の場

政治の場における男女の地位は平等であるかどうかについて、全体では「男性が優遇されている」が47.3%と最も多く、次いで「やや男性が優遇されている」が34.1%となっています。男性では「やや男性が優遇されている」が39.4%と最も多く、女性では「男性が優遇されている」が54.6%と最も多くなっています。



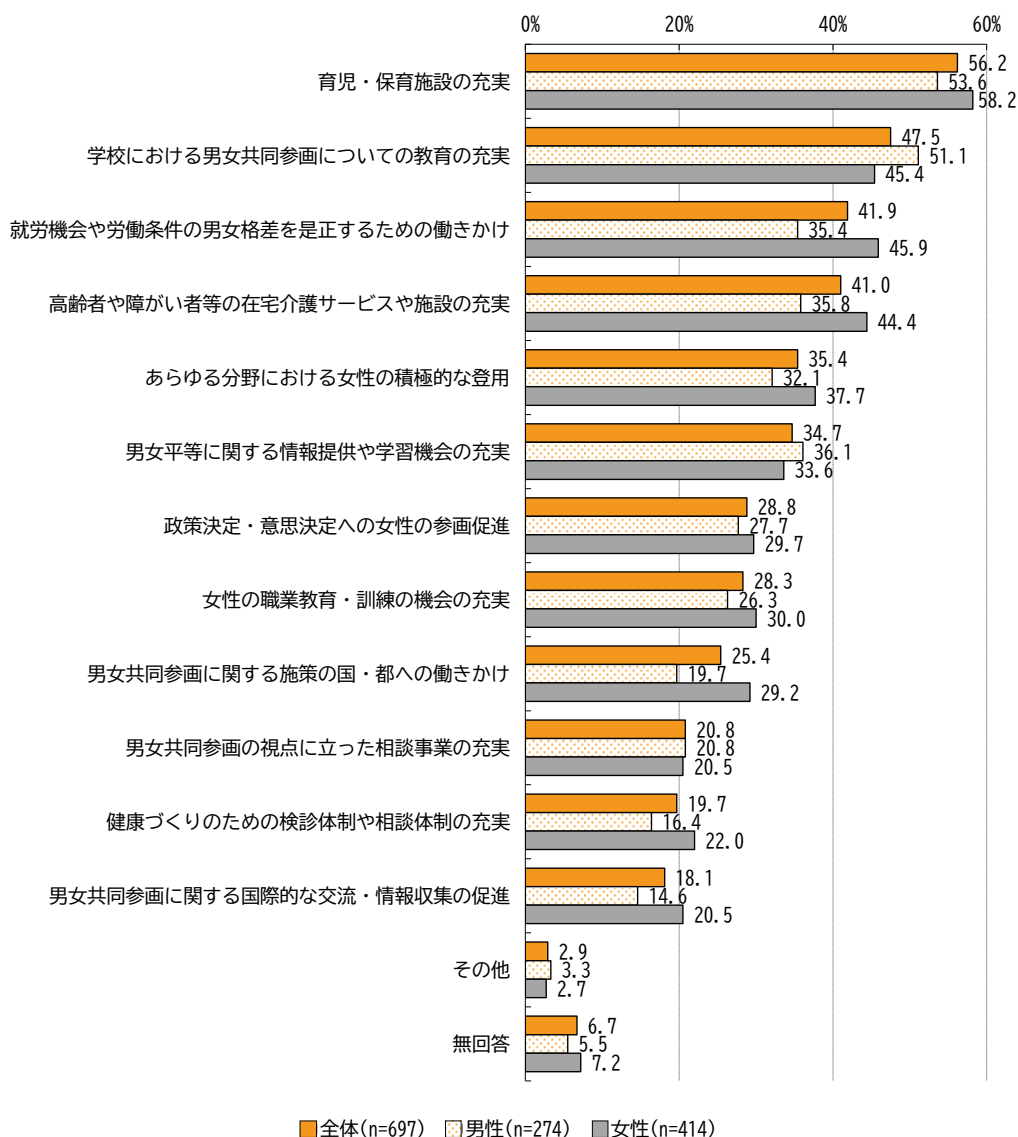
出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

② 区に求める取組

現状

育児・保育施設の充実、男女共同参画についての教育が求められます

男女共同参画社会の実現を図るために、今後、区が力を入れるとよいと思うことについて、全体では「育児・保育施設の充実」が56.2%と最も多くなっています。次いで「学校における男女共同参画についての教育の充実」が47.5%となっています。



出典：男女共同参画に関する意識調査(令和2年3月)

今後に向けた課題

様々な場面において男女共同参画に向けた取組が必要であり、中でも政治の場における女性の参画が課題となります。

今後、区において男女共同参画を推進していくためには、区に求められていること、必要なことを把握し、取組を行っていくことが重要です。また、男女共同参画社会の実現に向けて、区民と行政が一体となって取り組み、区民一人ひとりに積極的に関わってもらうため、区の取組や施設に関する認知度を高めていくことが必要です。

3 第7期プランの総括

第7期プランでは、大田区における男女共同参画に関する課題を設定しました。その課題解決に向けた取組を推進するため、指標を設定しました。

指標の達成状況は以下のとおりです。

目標 I 誰もが尊重される安心のまちを築きます

課題1 人権尊重と男女平等の意識の向上

指標	策定時	目標値	最新値
人権講演会参加者のうち、「人権問題に関心がとても深まった区民」の割合	39% (平成26~27年度の平均)	50%	26% (令和元年度実施時)
大田区が「国際交流、多文化共生が進んだまち」と感じている区民の割合	27.9%	32%	28.4% (平成30年度実施時)

○人権講演会参加者のうち、「人権問題に関心がとても深まった区民」の割合は、策定時よりも減少し、目標値の達成には至っていません。

○大田区が「国際交流、多文化共生が進んだまち」と感じている区民の割合は、目標値には達していませんが、策定時よりも割合が増加しています。

課題2 互いの性を尊重する社会づくり

指標	策定時	目標値	最新値
DV防止に向けた意識啓発実施回数(講座・展示等)	年3回	年3回以上	5回
子宮頸がん検診受診率	18.2%	20.5%	45.4%
乳がん検診受診率	13.7% (平成24年度)	18.0%	40.8% (平成29年度)

○DV防止に向けた意識啓発実施回数(講座・展示等)は、目標値の年3回以上を達成しています。

○子宮頸がん検診受診率、乳がん検診受診率は、目標値を達成し、どちらの指標においても20%以上目標値を上回っています。

目標Ⅱ 多様なライフスタイルの実現を応援します

課題3 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進

指標	策定時	目標値	最新値
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度及び内容まで知っている区民の割合	49.9%※ ¹ 23.1%※ ² (平成26年度)	60% 30%	調査中
職場における男女の地位が平等であると答えた区民の割合	男性:24.0% 女性:16.8% (平成26年度)	男性:35% 女性:26%	男性:20.4% 女性:18.8% (令和元年度)

※1:「ワーク・ライフ・バランス」の認知度についての割合を記載

※2:「ワーク・ライフ・バランス」の内容まで知っている区民の割合を記載

- 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度及び内容まで知っている区民の割合は、現在調査中です。
- 職場における男女の地位が平等であると答えた区民の割合は、男性、女性どちらにおいても、目標値の達成には至っていませんが、女性については策定時よりも割合が上回っています。

課題4 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

指標	策定時	目標値	最新値
保育所入所率	95% (平成26年度)	100% (平成31年度)	99.8%
女性の再就職講座開催回数及び参加者のうち就労活動を始めたいとした者の割合	年2回 未調査	年2回以上 毎年度30%	年3回 81.3%

- 保育所入所率は、目標値達成には至っていませんが、策定時よりも増加していて、目標値に近づいています。
- 女性の再就職講座開催回数は、目標値を達成しています。
また、再就職講座参加者のうち就労活動を始めたいとした者の割合は、81.3%と目標値を大きく上回っています。

目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

課題5 女性が活躍する領域の拡大

指標	策定時	目標値	最新値
男性の家庭参画講座回数及び参加者のうち満足度が70%以上の者の割合	年3回 72.6% (平成25・26年度平均)	年3回以上 80%	年3回 94.7%

○男性の家庭参画講座回数は、策定時と同じ開催回数となっています。
また、男性の家庭参画講座参加者のうち満足度が70%以上の者の割合は、94.7%と目標値を達成しています。

課題6 政策・方針決定の場への女性の参画促進

指標	策定時	目標値	最新値
審議会等における女性委員の割合	31.9% (平成26年度)	40%	28.6%
区役所における女性管理監督職(事務)の割合	21.0%	30%	26.4%

○審議会等における女性委員の割合は、目標値の達成には至っていません。また、策定時よりも割合が減少しています。
○区役所における女性管理監督職(事務)の割合においても、目標値の達成には至っていませんが、策定時よりも割合が増加しています。

目標Ⅳ 地域と協働して計画を進めます

課題7 地域との協働の促進

指標	策定時	目標値	最新値
区民活動情報サイト登録団体数	525 団体 (平成 26 年度)	590 団体 (平成 30 年度)	669 団体 (平成 30 年度)

○区民活動情報サイト登録団体数(オーちゃんネット)は、目標値を達成し、144 団体の増加となっています。

課題8 着実な計画の推進

指標	策定時	目標値	最新値
区役所における男性の育児休業取得率	5.1% (平成 22~26 年度の平均)	10%	13.3%
エセナおおたが実施する講座の参加者のうち満足度が 80%以上の者の割合	概ね 60%	70%	64.4%

○区役所における男性の育児休業取得率は、目標値を達成しており、策定時と比較すると 8.2 ポイント増加しています。

○エセナおおたが実施する講座の参加者のうち満足度が 80%以上の者の割合は、目標値の達成には至っていません。策定時よりも少し増加したという状況です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

◆大田区がめざす姿

大田区では、区政運営の最も基本となる考え方をまとめた「大田区基本構想」を策定しました。基本構想では、大田区の主役である「区民」、生活の舞台である「都市」、大田区を支える様々な「地域や区民相互の関係」に視点を置き、3つの基本理念を掲げ、この基本理念のもとに、20年後の大田区のあるべき姿を表した将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を掲げています。

◆大田区がめざす男女共同参画社会

平成28(2016)年3月に策定した前プランでは「誰もが認め合い、笑顔につながるまち おおた」を基本理念に各種施策を推進してきました。本プランの策定にあたっては、この理念を継承しつつ、基本構想に準じて「区民」「地域や区民相互の関係」に視点を置き、区民に広く浸透するプランをめざして、基本理念を掲げます。

基 本 理 念

誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた

～おおたの男女共同参画社会をめざして～

男女共同参画社会の実現には、区民一人ひとりが人権を尊重する意識が欠かせません。特に配偶者暴力は、重大な人権侵害であり、被害者個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。人権尊重の意識づくりに向けて、皆が人として認め合うことが大切です。

さらに、男女が共に自分の決めたステージで活躍するだけでなく、仕事と子育てや介護などを両立し、一日をいきいきと暮らしていくことで、区民一人ひとりが輝いていきます。

区民が、性別による役割にとらわれることなく、共に考え、支え合うことで、誰もがお互いを認め合うことが必要です。そして、誰もが活躍できる環境を整えることで、そこに住む区民が輝くことにより、区民一人ひとりが笑顔になり、次世代に希望をつなげていくことができます。

2 施策の体系

基本理念

誰もが認め合い、笑顔つながるまち
おおた

く
おおたの男女共同参画社会をめざしてく

基本目標

誰もが尊重される

I

安心・安全なまちを
築きます

誰もが活躍できる

II

環境づくりを応援します

【大田区女性の職業生活における活躍推進計画】

女性の活躍で

III

地域力を向上します

地域と協働して

IV

計画を進めます

個別目標

施策

1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

- ①人権尊重の意識づくり
- ②男女共同参画の啓発と教育の推進
- ③生活上の困難を抱えた女性等への支援
- ④男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

2 あらゆる暴力の根絶

- ①配偶者等からの暴力防止及び被害者への支援
【大田区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】
- ②あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

1 女性の活躍推進

- ①子育て世代・介護者への支援
- ②女性への就労支援
- ③女性の活躍推進に向けた企業への支援

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援
- ③男性への男女共同参画の推進
- ④生涯を通じた男女の健康支援

1 地域における女性の参画促進

- ①固定的な役割分担意識の解消
- ②様々な分野への参加の促進
- ③男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

2 意思決定過程における男女共同参画の推進

- ①政策・方針決定の場における女性の参画促進
- ②女性の能力発揮に向けた支援

1 地域と協働した男女共同参画の推進

- ①地域団体・企業・教育機関等との協働
- ②国・東京都との連携

2 着実な計画の推進

- ①推進体制の充実
- ②男女平等推進センターの運営

3 基本目標と個別目標

本プランの基本理念である「誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた」を実現するため、大田区の男女共同参画の取組の成果や課題を踏まえて、区の実情に合わせた基本目標と個別目標を設定します。本プランに基づく施策を推進するため、基本目標ごとに指標を設定し、進捗状況を管理します。

基本目標Ⅰ 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

一人ひとりが尊重され、性別や生活環境などに関わらず、自分らしく、多様な生き方を選択することができるよう、男女共同参画への意識や理解を深めることが大切です。そのための意識づくりや教育を推進し、必要な対象者への支援に取り組みます。

また、重大な人権侵害となる性同一性障害や性的指向の異なる人たちへの偏見や差別、DV やセクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力の防止や適切な支援を行い、男女共同参画社会の実現をめざします。

個別目標1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

【施策①】 人権尊重の意識づくり

【施策②】 男女共同参画の啓発と教育の推進

【施策③】 生活上の困難を抱えた女性等への支援

【施策④】 男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

指標

項目名	現状値	目標値
「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という考え方に同感しない人(同感しない、どちらかというと同感しない)の割合	69.8%	85%
人権講演会参加者のうち、「人権問題に理解や関心がとても深まった区民」の割合	26.0%	50%

個別目標2 あらゆる暴力の根絶

【施策①】 配偶者等からの暴力防止及び被害者への支援

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

【施策②】 あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

指標

項目名	現状値	目標値
「女性のためのたんぼぼ相談」及び「DV 相談ダイヤル」の認知度	11.4%	20%
	7.9%	13%
DV 防止に向けた意識啓発事業の実施回数	年5回	年5回以上

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

【女性の職業生活における活躍推進計画】

男女の働き方や暮らし方、意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことが必要です。家事・育児・介護等への男性の参画を促し、男女が共に暮らしやすい社会の実現をめざします。

男女が個性と能力を発揮し、仕事と家庭・社会活動を両立させるためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。そのためには、長時間労働の削減や働き方の見直しや多様な働き方についての理解が重要となります。仕事と生活の調和が図られる社会に向けた取組を促進します。

個別目標1 女性の活躍推進

【施策①】 子育て世代・介護者への支援

【施策②】 女性への就労支援

【施策③】 女性の活躍推進に向けた企業への支援

指標

項目名	現状値	目標値
保育所入所率	99.8%	100% (令和6年度)
女性の再就職や起業に関する事業の実施回数	年5回	年5回以上

個別目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策①】 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

【施策②】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援

【施策③】 男性への男女共同参画の推進

【施策④】 生涯を通じた男女の健康支援

指標

項目名	現状値	目標値
職場における男女の地位が平等であると回答した人の割合	男性 20.4% 女性 18.8% (令和元年度)	男性 30% 女性 28%
区男性職員における育児休業の取得率	13.3%	23%

基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

あらゆる分野において、男女共同参画の視点が重要となります。これまでの固定的な役割分担意識の解消に努め、様々な分野での女性の視点やアイデアを活かし、女性が活躍する領域の拡大をめざします。

女性が活躍し、能力を発揮することで、地域の活性化やまちづくりにつながるよう取り組みます。

個別目標 1 地域における女性の参画促進

【施策①】 固定的な役割分担意識の解消

【施策②】 様々な分野への女性の参画促進

【施策③】 男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

指 標

項目名	現状値	目標値
家庭生活における男女の地位が平等であると回答した人の割合	44.3%	50%
男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年7回	年7回以上

個別目標 2 意思決定過程における男女共同参画の推進

【施策①】 政策・方針決定の場における女性の参画促進

【施策②】 女性の能力発揮に向けた支援

指 標

項目名	現状値	目標値
審議会等における女性委員の割合	28.6%	40%
区役所における女性管理職の割合	17.6%	20%

参 考

項目		現状値(令和2年12月)
区役所における職員男女数	男性	2,065人(48%)
	女性	2,227人(52%)
管理職数		187名
うち女性管理職数		33名

基本目標Ⅳ 地域と協働して計画を進めます

地域において男女共同参画を推進していくために、あらゆる主体との連携を図り、効果的、効果的に事業を推進します。

着実に計画を推進していくために、推進体制の充実・強化などに取り組みます。

個別目標1 地域と協働した男女共同参画の推進

【施策①】 地域団体・企業・教育機関等との協働

【施策②】 国・東京都等との連携

指標

項目名	現状値	目標値
区民協働による男女共同参画講座等の参加団体数	5団体	7団体

個別目標2 着実な計画の推進

【施策①】 推進体制の充実

【施策②】 男女平等推進センターの運営

指標

項目名	現状値	目標値
大田区では男女共同参画がとても推進されている及び推進されていると思う人の割合	10.6%	15%
大田区男女平等推進センター「エセナおおた」の認知度	25.3%	35%



第4章

施策の展開



基本目標 I 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

個別目標 1 人権尊重と男女共同参画意識の向上

一人ひとりの人権が尊重され、年齢や性別、国籍、文化の違いに関わらず、多様な生き方を認め合う社会の実現を目指し、人権尊重と男女共同参画に関する理解や認識を深めるための意識啓発や教育を推進します。

また、ひとり親家庭など生活に困難を抱えた女性等への適切な支援や、多文化共生社会の実現に向けて、男女共同参画の視点に立った取組を進めます。

【施策①】人権尊重の意識づくり

男女が互いに違いを認め合い、相互に尊重し合う思いやりを育てるための教育や啓発活動を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
1	区民への人権意識の啓発	啓発冊子や講演会、パネル展、区報人権特集号など、様々な方法と機会を活用して、地域での人権尊重と男女共同参画社会の理解が深まるよう取組を進めます。	人権・男女平等推進課
2	小・中学生への人権意識の啓発	小学校の人権学習で活用する啓発冊子の配布や小・中学校への人権啓発作品の作成依頼など、人権意識啓発に取り組めます。	人権・男女平等推進課
3	人権擁護委員による意識啓発	人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文など人権擁護委員が小・中学校と連携し、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
4	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待についての正しい理解を広めるとともに、虐待防止のためのネットワークを構築し、地域で高齢者及びその家族を支援します。	高齢福祉課
5	障害者虐待防止対策	障がい者総合サポートセンターは障害者虐待防止センターとしての受付窓口となっており、障がい者の権利擁護のための研修を行います。	障がい者総合サポートセンター
6	児童虐待防止への取組みの推進	児童虐待防止に向け広報活動を行い、意識啓発を図ります。	子ども家庭支援センター

【施策②】 男女共同参画の啓発と教育の推進

家庭や地域などのあらゆる場における男女共同参画に関する認識を深めるための啓発や教育を推進し、阻害すると考えられる性差別や偏見、固定的な性役割分担意識の解消に努めます。また、区に求められている取組である、学校における男女共同参画についての教育の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
7	男女共同参画に向けた意識啓発	① 人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じ、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	広聴広報課
		② 啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	人権・男女平等推進課
		③ 社会教育、生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
		④ 家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	教育総務課
8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
9	男女共同参画に関する講座	介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
10	男女共同参画に関する資料の収集と提供	男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	人権・男女平等推進課

No.	事業	事業内容	担当課
11	男女平等観を育む学習内容や指導	男女平等教育などの学習を実践するとともに、その指導方法の充実を図ります。	指導課
12	男女平等教育についての教職員への研修	学校における男女平等教育の推進に向け、教職員の意識向上を図るため、研修等の充実を図ります。	指導課
13	男女平等の視点に立った社会教育事業	① 社会教育・生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
		② 社会教育事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	教育総務課

【施策③】 生活上の困難を抱えた女性等への支援

家庭や育児などで悩みを抱えている女性やひとり親の家庭に対し、相談の実施や自立に向けた支援などに取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
14	女性のための相談	事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの親族、家族関係、職場や学校などでの人間関係、心身の不調や女性特有の病気、仕事、適職、各種ハラスメントやキャリアアップなどの仕事関係など、女性の様々な悩みなど相談を受けるとともに、必要に応じて専門相談窓口の案内も行います。	人権・男女平等推進課
15	家庭相談・女性相談の実施	家庭内の悩みや心配事などの相談を受け、適切な助言を行います。また、母子世帯及び女性の経済上の悩みや、配偶者等の暴力に関する相談に対応します。	各生活福祉課
16	母子生活支援施設への入所	児童の養育に欠ける母子世帯を、母子生活支援施設への入所により、自立に向けて社会生活に適応できるよう援助します。	各生活福祉課

No.	事業	事業内容	担当課
17	生活再建・就労サポートセンター「JOBOTA」による相談・支援	就労希望者に対し就労支援を実施します。また就労や生活習慣に課題を抱え、直ちに就労を行うことが困難な方に対しては、キャリアカウンセリング、職場体験などを通して就労をめざす「就労準備支援」を実施します。	蒲田生活福祉課
18	ひとり親家庭への就労支援体制等の充実	ひとり親家庭の親や子どもの傷病や、技能習得のための通学・就職活動等で一時的に家事・育児等が困難なときに、家事援助者を派遣し、自立安定を支援します。	蒲田生活福祉課

【施策④】 男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

区内在住の外国人が増加していることから、外国人区民とわかりあい、多文化共生社会の推進を図っていく中で、男女共同参画の視点に立った取組を進めていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
19	相談・情報提供	国際都市おおた協会（GOCA）の相談窓口において、多言語で生活相談や生活情報支援を行います。また、GOCAのホームページや公式 SNS において、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)
20	多言語情報紙の作成・配布	「外国人向けくらしのガイド」の作成・配布、ホームページでの情報の発信を行います。外国人区民のための区政情報等を集約した多言語情報紙「Ota City Navigation」を作成し、区内公共施設等で配布します。	国際都市・多文化共生推進課
21	多文化交流会の開催	外国人区民との交流会を開催し、異文化を理解し合うとともに、地域に根ざした外国人とのコミュニケーションの充実を図ります。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)

個別目標2 あらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力を防止するため、意識の啓発や教育、早期発見に向けた体制の充実などに取り組みます。さらに、被害者の安全確保や相談体制を充実させることで、適切な支援を行います。

ストーカー行為や性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力をなくしていくために、理解の普及に努めます。

【施策①】 配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

配偶者からの暴力の防止に向けた意識の啓発や教育の推進、早期発見のための体制の充実を図ります。

また、被害者に寄り添った相談体制の強化や安全の確保、自立に向けた支援に取り組みます。

◆ 配偶者からの暴力の未然防止

暴力の未然防止、早期発見のためにも、様々な機会を捉えて幅広く啓発を進めていくとともに、学校教育の場においても暴力防止に向けた教育を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
22	暴力防止に関する講座の実施	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座等を実施します。	人権・男女平等推進課
23	広報・啓発及び情報提供	大田区報やホームページ等を活用し、暴力防止に向けた啓発を行うとともに、パネル展示等を実施します。また、啓発ポスターの効果的な活用方法を検討していきます。	人権・男女平等推進課
24	若年層に向けた啓発と教育の推進	① 高校生や専門学校生などを対象に、「性感染症予防講演会」を実施し、「デートDV」等暴力の防止などの啓発を行います。	感染症対策課
		② 学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行います。	指導課

◆早期発見体制の充実

各担当課が実施している相談や訪問、健康診査等の事業において生活状況を確認するほか、保育園や学校など日常における区民の姿を通して、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。

No.	事業	事業内容	担当課
25	相談・訪問等における早期発見	14 事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 【再掲】 相談事業において、相の悩み、困りごとを把握し、配偶者から暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	人権・男女平等推進課
		① 【新規】 事業名：配偶者暴力相談支援センター ※「DV相談ダイヤル」 相談事業において、相談者のDVの状況は被害者の希望等を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	人権・男女平等推進課
		② 【新規】 事業名：配偶者暴力相談支援センター 「男性相談ダイヤル」 相談事業において、相談者のDVの状況は被害者の希望等を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	人権・男女平等推進課
		③ 事業名：「すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診」 訪問、健康診査等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	各地域健康課 健康づくり課

No.	事業	事業内容	担当課
25	相談・訪問等における早期発見	④ 事業名：「子どもと家庭に関する総合相談」、「子育てひろば・子育て相談」相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	子ども家庭支援センター
		⑤ 小・中学校などにおいて生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	指導課
		⑥ 事業名：「教育相談」相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	教育センター
26	相談窓口の周知	① 相談窓口等を記載したPRカードやリーフレットを作成し、効果的に周知します。	人権・男女平等推進課
		② 生活福祉課の窓口において、配偶者暴力を受けた際の相談窓口を記載したチラシを設置し被害者に周知します。	各生活福祉課

配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談・一時保護や被害者等の自立生活促進のための支援等を行う機関です。大田区では平成 30(2018)年に、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行いました。

◆相談体制の強化

被害者の状況に合わせて相談が受けられ、適切な機関に、早くつなぐことができるよう、相談体制を充実します。また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安などによって、DVの増加が懸念されていることも踏まえて、より一層相談体制の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
27	被害者の立場に立った相談体制	14 事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」【再掲】 被害者の状況に合わせて相談を受けられるようセンター内で連携します。また、DV被害者の相談内容に応じた支援や各関係機関との連携を図るなど相談体制を充実します。	人権・男女平等推進課
		25 【新規】 事業名：配偶者暴力相談支援センター「DV相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に合わせて相談を受けられるようセンター内で連携します。また、DV被害者の相談内容に応じた支援、各関係機関との連携を図りなどの相談体制を充実します。	人権・男女平等推進課
		25 【新規】 事業名：配偶者暴力相談支援センター「男性相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に合わせて相談を受けられるようセンター内で連携します。また、DV被害者の相談内容に応じた支援、各関係機関との連携を図りなどの相談体制を充実します。	人権・男女平等推進課
		① 被害者の状況に合わせて相談を受けられ、適切な機関に早期につなげます（婦人相談員による相談）。	各生活福祉課
		② 被害者の状況に合わせて相談を受けられ、適切な機関に早期につなげます（保健師による相談）。	各地域健康課

No.	事業	事業内容	担当課
27	被害者の立場に立った相談体制	③ 事業名：「区民相談」 被害者の状況に合わせて相談を受けられ、適切な機関に早期につなげることができるよう、相談体制を充実します。	広聴広報課
		④ 事業名：「国際都市おおた協会多言語相談窓口」 被害者の状況に合わせて相談を受けるとともに、適切な機関に早期につなげます。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)

コラム

大田区DV相談ダイヤル

大田区では、「大田区DV相談ダイヤル」を開設し、パートナーからの暴力でお悩みの方の相談をお受けしています。

大田区DV相談ダイヤル

ひとりで悩まず、まずご相談ください。

相談は無料です
秘密は守ります

☎03-6423-0502

月曜～金曜：午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人からふられる暴力のことです。

配偶者からの暴力を受けながらも、「相談するほどではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」などと考えて、誰にも相談しない被害者がたくさんいます。しかし暴力はいかなる理由があっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。

暴力の被害から抜け出し、自分自身や子どもを守るためにも、ひとりで悩まず、まずは相談してください。

DVの被害を受けた時

相談したい

- 大田区配偶者暴力相談支援センター（大田区DV相談ダイヤル・各生活福祉課）
 - 相談 ● 相談機関の紹介
 - 各種情報提供 など
- 警察
 - 被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙・指導、警告、情報提供などの措置をとります。
 - 最寄りの警察署生活安全課へ。



暴力から避難したい
安心安全な生活がしたい

- お住まいの地域を担当する生活福祉課
- 警察（夜間・休日等の緊急時）




一時保護をします。
安全なシェルター等へご案内します。
その後の生活についての相談をお受けします。

身の安全を確保したい

- 人権・男女平等推進課、各生活福祉課
- 保護命令申立て支援
 - 身体的暴力や生命、身体に対する脅迫を受けた人が、裁判所に申立てを行うことで、相手が自分や子どもに接近しないよう制限する制度です。
- 各種証明書の発行
 - 健康保険手続き用、国民年金手続き用など



= DVで悩んでいませんか？ =
今、相談できる窓口でご相談ください

相談先		電話番号	日時等	
区の窓口	大田区DV相談ダイヤル	03-6423-0502	【平日】 午前9時～午後5時 * 祝日・年末年始を除く	
	大田区男性相談ダイヤル	03-6404-6020	【第2・4金曜日】 午後5時～8時 * 祝日・年末年始を除く	
	管轄する生活福祉課 お住まいの地域を	大森生活福祉課	03-5843-1028	【平日】 午前8時30分～午後5時 * 祝日・年末年始を除く
		調布生活福祉課	03-3726-0791	
		蒲田生活福祉課	03-6715-8800	
糞谷・羽田生活福祉課		03-3741-6521		
都の窓口	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	【年末年始を除く毎日】 午前9時か～午後9時	
	東京ウィメンズプラザ：男性相談	03-3400-5313	【月曜日・金曜日】 午後5時～8時 * 祝日・年末年始を除く	
	東京都女性相談センター	03-5261-3110	【平日】 午前9時～午後8時 * 祝日・年末年始を除く	
国の窓口	内閣府 DV相談プラス	0120-279-889	【24時間受付】 電話のほか、メールやチャットでも相談可能 『DV相談プラス』で検索	
	内閣府 DV相談ナビ	#8008	自動音声により、お近くの相談窓口をご案内します。 * PHS、一部のIP電話からはつながりません。	
	内閣府 性暴力被害相談	#8891	お近くの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながります。	

緊急時・夜間・休日は警察へ！ 110番

◆被害者の安全な保護

被害者を追求する加害者側に、被害者情報が伝わることのないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底します。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
28	保護体制の整備	被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることのないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	戸籍住民課 各特別出張所
29	安全の確保	① 緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	各生活福祉課
		② 緊急を要する女性や母子を一時的に保護し、一時保護施設に入所が困難な場合は、民間宿泊施設への宿泊を助成します。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	各地域健康課

◆被害者の自立支援

被害者の意思を尊重しながら、相談から自立まで総合的・継続的な支援を行います。また、一時保護等で住民登録ができない被害者に対し、国民健康保険の加入等の相談を受けます。保育園や児童館、学校等においては、情報管理を徹底するとともに、入園や通学の相談などの適切な支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
30	安全で安心できる生活支援	被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげます。また、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。	各生活福祉課

No.	事業	事業内容	担当課
31	子どもへの支援体制の整備	① 住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。また、就学前児童に対し、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。	感染症対策課 健康づくり課 各地域健康課
		② 配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けた子どもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けた子どもに対し、早期に訪問等の支援を行います。	子ども家庭支援センター

◆被害者ニーズに対応できる人材の育成

配偶者暴力の認識と被害者の二次被害^{*}防止に向け、職員の資質向上を図るとともに、学校教育の場における人権教育の推進のため、教員に対しDVへの理解を深めていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
32	相談及び支援に関わる研修への参加	相談や支援に従事する職員を研修に参加させ、実践的な知識や法制度等の習得を図り、資質向上に努めます。また、他区の婦人相談員と情報交換を行い、助言及び支援につなげます。	各生活福祉課
33	教員に向けた専門研修	小・中学校人権教育推進担当教員向けに、人権研修としてデートDVなどの暴力について、専門家を招いて研修を実施します。	指導課

二次被害

被害者に対する相談や支援を行うなかで、支援者が暴力について十分理解していないことや、被害者の話をきちんと聴かないで判断することにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうこと。

◆被害者支援に向けた連携の強化

配偶者暴力の早期発見から、被害者の保護及び自立支援まで、迅速・適切な対応を行えるよう、庁内関係機関との連携を密にするとともに、国や都、他自治体等の動向を注視し、体制の充実を図っていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
34	【新規】 配偶者暴力相談支援 センターの運営	配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DV被害者が安心した生活ができるよう支援体制の調整等を行います。併せて、支援機関の連携がスムーズに熟せまるように調整等を行います。	人権・男女平等 推進課
35	関係機関との連携強化	被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関等との連携強化に努めます。特に子ども家庭支援センターや警察署などとの被害者支援のための情報共有を行います。また、東京都配偶者暴力相談支援センターや他区市町村など、関係自治体間と相互に連携を図るよう努めます。あわせて、民間シェルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についても、連携のための方策を検討します。	人権・男女平等 推進課
36	庁内関係部署との連携強化	被害者に適切な手続きや支援がスムーズに行えるよう、関係部署と連携を図ります。	人権・男女平等 推進課
37	加害者対策に向けた調査研究	被害者の安全確保に向け、加害者の更生のための指導方法等について、調査研究及び情報収集に努めます。	人権・男女平等 推進課
38	庁内の連携体制の構築	① 被害者の保護及び支援にあたり、関係部局間相互の情報交換や状況把握、連携が必要となった場合や、個々の事例について具体的援助方法の検討が必要となった場合など、必要に応じて「要支援家庭等対策委員会」による庁内連携を図ります。	福祉管理課
		② 「母子自立支援員・婦人相談員による事務連絡会」を定期的を開催し、担当者間の情報共有や事例検討を行います。	各生活福祉課

【施策②】あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発や情報提供を行います。また、次世代を担う子どもたちが、正しい知識を身に付け、安心して生活することができるよう、学校での教育を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
39	セクハラ、ストーカ一等の防止のための意識啓発と情報の提供	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け情報誌やリーフレットの配布等により意識啓発を行います。また、関連する情報を収集し提供することで、理解の普及に努めます。	人権・男女平等推進課
40	メディア・リテラシーの普及と育成	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等からの情報を主体的に読み解く能力が身に付くように講座やパンフレット、情報誌を活用し、メディア・リテラシーの普及と育成のための啓発を行います。	人権・男女平等推進課
41	メディア・リテラシー教育	中学校保健体育科の保健の授業及び、特別活動の学級活動において、性情報への対応や性的な発達への適応について学びます。	指導課

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

【女性の職業生活における活躍推進計画】

個別目標1 女性の活躍推進

男女が協力し、安心して仕事と家庭生活を両立することができるよう、子育て世代への支援、介護者への支援の充実を図ります。

また、女性の職業生活における活躍推進に向けて、就労支援や企業への支援を行います。

【施策①】子育て世代・介護者への支援

職業生活における女性の活躍推進や仕事と家庭生活の両立のため、子育て世代への支援、介護者への支援の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
42	放課後ひろば事業の推進	学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型として、すべての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として順次、実施します。	子育て支援課 教育総務課
43	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。	子ども家庭支援センター
44	ショートステイ・トワイライトステイ事業	出張、入院、出産、看護、介護、冠婚葬祭等で、家庭での養育が一時的に困難なときに、夜間や休日に児童を預かります。	子ども家庭支援センター
45	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課
46	待機児解消施策の充実	待機児解消のため、私立（認可）保育所、認証保育所、小規模保育所、グループ保育室等の整備を進めます。	保育サービス課
47	保育園延長保育事業の充実	通常の保育利用者で定期的に延長保育が必要な場合、延長保育を実施します。また、一時的に延長保育が必要な場合は一日単位で利用できるスポット延長保育を導入し、実施の拡大を図ります。	保育サービス課

No.	事業	事業内容	担当課
48	休日保育・年末保育事業	休日(年末年始を除く日曜日、祝日)及び年末に、保護者の就労等のため家庭で保育を受けられない児童を認可保育所で保育します。	保育サービス課
49	病後児保育室事業	病気の回復期であり通所中の保育所に通えない児童を、医療機関に併設された専用スペースで保育します。	保育サービス課
50	学童保育事業	就労等のために昼間保護者がいない家庭の小学1年生から6年生までの児童を預かります。	保育サービス課
51	子育て相談	① 乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、子どもの発達や育児についての心配や悩み事の相談に応じます。	健康づくり課
		② 児童館で子育て全般に関する相談に対応します。	子育て支援課
		③ 子どもや家庭に関する総合的な相談体制や、育児についての不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながら気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	子ども家庭支援センター
		④ 保護者がニーズに合った保育サービスを適切に選択できるよう、保育サービスアドバイザーが支援します。また利用者に身近な児童館や特別出張所、子ども家庭支援センターなどにも出張し、子育て支援情報の提供、助言を行います。	保育サービス課
52	教育相談	小・中学校に在籍する子どもに関わる問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方について助言します。	指導課
53	幼児教育相談	幼稚園等に通園している子どもの保護者、又は在宅で子育てをしている保護者を対象に、子育ての不安やしつけ等の悩み、幼児の遊びや発達・教育に関する幅広い相談を、電話と来室で行います。	幼児教育センター

No.	事業	事業内容	担当課
54	家族介護者支援事業	① 介護者の精神的・身体的負担を軽減し、介護者の孤立防止等を図るため、介護に関する各種情報の提供や介護家族会の運営などにより、家族介護者を支援します。	高齢福祉課
		② 介護者の精神的・身体的負担を軽減し、仕事と介護の両立等を図るため、ヘルパー派遣や在宅高齢者訪問相談等の充実により、家族介護者を支援します。	各地域福祉課
55	【新規】 産後家事・育児援助事業	生後7か月未満の乳幼児を持つ世帯に家事・育児支援を行うヘルパーを派遣する。 (令和2年10月に開始)	子ども家庭支援センター

【施策②】女性への就労支援

女性の職場復帰や企業など、あらゆる分野への参画を支援するため、就労支援を行います。また、相談する機会の提供や情報提供を行うことで、就労を支援します。

No.	事業	事業内容	担当課
56	女性の就労支援 (再チャレンジ)	様々な分野で、女性が希望を持ってチャレンジできるよう、再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援します。	人権・男女平等推進課
14	女性のための相談 【再掲】	事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 就職、転職、キャリアアップを希望する女性のための就労相談を行うとともに、再就職のための適職診断や資格取得のための相談を充実させます。	人権・男女平等推進課

【施策③】女性の活躍推進に向けた企業への支援

区内企業や各種団体などの様々な主体に対して、固定的な性役割分担意識の解消やポジティブ・アクションの必要性についての理解促進に向けた情報提供等を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
57	女性活躍推進に向けた情報提供	女性の職業生活における活躍推進を図るため、先進的取組や支援制度について、パネル展等の機会を捉えパンフレットなどの資料を配付します。	人権・男女平等推進課
58	職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組み支援	女性の職業生活における活躍に積極的な企業や国、東京都、東京商工会議所等から受賞された区内企業又は団体などを、ホームページ等で紹介します。	産業振興課
59	次世代育成サポート推進企業支援資金融資あっせん	次世代育成支援対策を推進する中小企業者が雇用環境の整備や取組のために必要な運転・設備資金の融資をあっせんします。	産業振興課

個別目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方に対する意識の啓発や企業への支援などを行います。

一人ひとりが自分らしく、安心して心豊かに暮していくため、ライフステージや個性にあった心と身体の健康維持・増進を支援します。

【施策①】 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスは、健康で豊かな生活の実現、事業所や社会経済の活性化につながるものであり、性別や年齢に関係なく、あらゆる立場の人に理解されるよう意識の啓発に取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
60	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、関係法や制度等について、機会を捉えパンフレットなどを配布するとともに、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	人権・男女平等推進課
61	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発と支援	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、その必要性や効果などについて、講座や講演会等により、事業者や区民に対する意識啓発を図ります。	人権・男女平等推進課
62	産業団体への働きかけ	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性や、職場の中での男女共同参画について啓発していくため、商業団体・工業団体等産業団体の情報誌等により働きかけを行います。	産業振興課

【施策②】ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援

性別や年齢による差別、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不当な扱いが行われることのないよう、働きやすい環境づくりに向け、法令や制度の周知に努めます。

No.	事業	事業内容	担当課
63	労働に関する情報提供	労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や、育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報など、男女の労働に関する資料をパネル展等の機会を捉え提供します。	人権・男女平等推進課
64	女性に対するハラスメント防止	ホームページや情報誌等を活用し、企業に対しセクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント防止に向けた啓発を行います。	人権・男女平等推進課
65	商店街における女性の活動の支援	商店街の女性会員の活躍を支援する事業（商店街次世代リーダー育成塾等）や大田区商店街連合会女性部の活動を支援します。	産業振興課
66	「テクノプラザ」等による啓発	区内製造業の振興・発展を支援する情報誌「テクノプラザ」（年6回発行）において、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や男女共同参画についての記事を掲載します。	産業振興課 (公財)大田区産業振興協会

【施策③】男性への男女共同参画の推進

男性が主体的に子育てや介護に参画できるよう、家事や育児、介護に関する学習機会の提供を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
61	男性の家庭参画講座【再掲】	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課
67	両親学級	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は、平日実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	健康づくり課

【施策④】生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、大切なことであり、男女が自身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行えるよう、性差や年齢に合った健康の維持・増進に関する取組を進めます。

No.	事業	事業内容	担当課
68	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業としてパネル展や学校向けの講演会等を実施します。	感染症対策課
69	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	各種の健（検）診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	健康づくり課
70	妊婦健康診査事業（歯科を含む）	① 妊婦健康診査：妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	健康づくり課
		② 妊婦歯科健康診査：妊婦を対象に、妊娠中の歯科疾患・歯周病等の早期発見・予防のため、妊婦歯科健康診査受診券を交付します。	健康づくり課
71	子宮がん・乳がん検診	女性に特有ながんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施します。	健康づくり課
72	出産・育児支援事業かるがも	妊婦と早い段階から良好な関係を構築しその後の支援につなげるため、妊婦全員と保健師等が面接します。その後就学前まで支援します。	健康づくり課
73	子育て応援メール配信事業	妊娠期から子育て期まで継続的に支援するため、メールマガジン配信事業により、登録者に妊娠週数や子どもの月齢に合わせたタイムリーな情報を提供します。	健康づくり課
74	性感染症予防対策	中学校保健体育科の保健の授業の中で、性感染症やエイズの予防について指導を行います。	指導課
75	両性の尊重を認識できる性教育	異性を互いに尊重できるよう、男女平等教育を効果的に推進するため指導方法等を研究し、指導を実践します。	指導課

基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

個別目標1 地域における女性の参画促進

男女共同参画社会の実現において妨げとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するため、性差に対する偏見や様々な社会制度や慣行を見直し、男女共同参画に関する認識やその意義への理解を深め、定着するよう取り組みます。

活力ある地域社会の構築に向けて、様々な分野への女性の参画促進や男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に努めます。

【施策①】 固定的な役割分担意識の解消

女性が地域活動へ積極的に参画できるよう、固定的な性役割分担意識や性差による偏見を解消する意識啓発を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
7	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	① 人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じて、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	広聴広報課
	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	② 啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	人権・男女平等推進課
	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	③ 啓発冊子やホームページ、映画会、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	地域力推進課
	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	④ 家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	教育総務課

No.	事業	事業内容	担当課
8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布【再掲】	情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
61	男女共同参画に関する講座【再掲】	介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
10	男女共同参画に関する資料の収集と提供【再掲】	男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	人権・男女平等推進課
61	男性の家庭参画講座【再掲】	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課
76	家事・育児・介護の学習支援	① 家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男女共同参画の視点で家庭経営への参加と、実践的技術が習得できるよう内容の充実を図ります。	健康づくり課
		② 社会や生活に関わる課題についての講座を実施し、家庭や地域での解決に向けた学習の機会を提供します。子育てや介護などの課題も学習テーマとして取り上げます。	地域力推進課
67	両親学級【再掲】	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は、平日実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	健康づくり課
77	母子健康手帳と母子の保健バッグの交付	妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、母子の健康状態を記録し、健康管理の基礎とします。あわせて、父親向けの育児・家事に関する冊子や情報サイトへの案内等を同封することにより、父親の育児参画について啓発を図ります。	健康づくり課
78	家庭教育、地域教育の支援	家庭や地域の教育に関する講座を開催し、子どもに関わる問題や子育て、大人の役割等について学ぶ機会を提供し、家庭教育や地域の教育力の向上をめざします。	教育総務課

男女格差を測る主な国際的指標

GGI (ジェンダー・ギャップ指数/Gender Gap Index)

経済、教育、保健、政治の分野ごとに各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

ジェンダー・ギャップ指数(令和元(2019)年)
121位/153か国

2019		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
-	-	-
121	日本	0.652

過去のジェンダー・ギャップ指数については以下のとおり。

110位/149か国

2018		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
4	フィンランド	0.821
5	ニカラグア	0.809
6	ルワンダ	0.804
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
-	-	-
110	日本	0.662

114位/144か国

2017		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
-	-	-
114	日本	0.657

111位/144か国

2016		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
-	-	-
111	日本	0.660

101位/145か国

2015		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881
2	ノルウェー	0.850
3	フィンランド	0.850
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.790
8	スイス	0.785
-	-	-
101	日本	0.670

104位/142か国

2014		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.8165
5	デンマーク	0.8025
6	ニカラグア	0.7894
7	ルワンダ	0.7854
8	アイルランド	0.7850
-	-	-
104	日本	0.6584

105位/136か国

2013		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.8731
2	フィンランド	0.8421
3	ノルウェー	0.8417
4	スウェーデン	0.8129
5	フィリピン	0.7832
6	アイルランド	0.7823
7	ニュージーランド	0.7799
8	デンマーク	0.7779
-	-	-
105	日本	0.6498

参考：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成(男女共同参画局ホームページ)

【施策②】 様々な分野への女性の参画促進

女性が様々な分野へ参画することができるよう、地域団体等への働きかけや保育付き事業を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
79	地域団体等への働きかけ	地域力推進会議、地区委員会等に、男女共同参画に関する情報を提供し、地域活動の担い手に対し男女共同参画の意識づくりを図っていきます。	人権・男女平等推進課
80	保育付き事業	① 幼児がいても、学習や地域活動に参加できるように、各種講座を保育付で実施します。	人権・男女平等推進課 地域力推進課 各地域健康課 子ども家庭支援センター 教育総務課
		② 親支援プログラムを保育付で実施します。	子育て支援課

【施策③】 男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

震災時におけるニーズや配慮すべき点は、女性と男性では異なり、避難所での対応などに男女双方の視点を反映していく必要があるため、防災分野への女性の参画を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
81	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	男女共同参画の視点での防災等の対策に関する周知・啓発事業を実施します。	人権・男女平等推進課
82	防災市民組織及び避難所運営協議会等への支援	自治会・町会を母体とする「防災市民組織」や、避難所単位に結成されている「避難所運営協議会」に対して、災害時において協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災対策や避難所運営を推進します。	防災危機管理課
83	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	地域力推進課

個別目標2 意思決定過程における男女共同参画の推進

区の政策に多様な視点を取り入れ、男女共に暮らしやすいまちにするため、審議会等への女性の登用を促進し、政策や方針決定の場へ性別関係なく、公平な視点で意見が反映されるよう取り組みます。

【施策①】 政策・方針決定の場における女性の参画促進

政策・方針決定の場における女性の参画を促進し、多様な視点による新たな発想を取り入れ、活力のある、より良いまちを築いていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
84	審議会などにおける女性委員の積極的任用	大田区の審議会等において、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすよう努めます。	人権・男女平等推進課 (関係各課)
85	女性職員の活躍推進に向けた取り組み	女性活躍推進法に基づいた特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍に向けて計画の着実な実行に取り組みます。	人事課
86	男女共同参画の視点に立った職員の配置管理	職員の配置にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえ、引き続き適切に行うとともに、職務分担においても性別による差を設けることがないよう取り組みます。	人事課
87	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取り組み	職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勧奨に取り組みます。	人事課

【施策②】 女性の能力発揮に向けた支援

地域活動における男女共同参画を推進するとともに、リーダーとして活躍する女性の増加を図るため、講座の実施などにより意識の啓発に取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
88	地域団体等のリーダーへの女性参画	地域や所属団体等におけるリーダーへの女性の登用を促進するため、情報誌の活用や講座、講演会等の実施により意識啓発を行います。	人権・男女平等推進課

基本目標Ⅳ 地域と協働して計画を進めます

個別目標1 地域と協働した男女共同参画の推進

男女共に安心して働き、結婚や出産、子育てをしやすい活力ある地域社会を実現するため、区内の地域団体・企業・教育機関等の社会資源を有効に活用し、連携・協力を図ります。

国や東京都との連携に加えて、他自治体における先進事例の収集や情報交換を通し、施策を着実に進めます。

【施策①】地域団体・企業・教育機関等との協働

地域活力の向上や維持、女性の活躍推進のため、地域団体・企業・教育機関等との連携・協力を図り、計画を推進していきます。

No.	事業	事業内容	担当課
89	区民協働による男女共同参画講座	区民の自主グループによる男女共同参画を目的とした講座の企画・運営に対し支援し、区民との協働を一層推進します。	人権・男女平等推進課
90	男女共同参画社会をめざした活動団体等への支援	男女共同参画社会づくりの促進を図る目的で、区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催する団体等に対し、エセナおおたの施設の優先利用により活動を支援します。	人権・男女平等推進課
91	教育機関との連携	若年層に対する男女共同参画の意識づくりを効果的に進めるとともに、その特性を活かして計画を推進するため、教育機関との連携・協力を図ります。	人権・男女平等推進課
92	区民活動との連携・協働	区民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会を実現するため、区民活動団体等との連携・協働の推進により、男女共同参画の意識を向上していきます。	地域力推進課
93	NPO・区民活動フォーラムの開催	区内で活動する様々な区民活動団体やNPOなどの実践的な取組を、年1回、本庁舎周辺で、「講座」「模擬店」「お楽しみショー」「相談コーナー」などを通じて発表します。地域で活動する楽しさややりがいをPRし、活動に向けた意識啓発を行います。	地域力推進課

No.	事業	事業内容	担当課
94	区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPO や事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材の育成を図ります。	地域力推進課
95	区民活動情報サイトの整備・活用	区報、ホームページやツイッターを活用し、若者から高齢者まで幅広い年齢層の人が様々な分野の区民活動団体の情報を、広く知ることができるようにします。	地域力推進課

【施策②】国・東京都との連携

今後のさらなる男女共同参画の推進に向けて、国や東京都などの関係機関への働きかけを行います。また、課題解決に向けた先進的な取組の調査を行い、活用します。

No.	事業	事業内容	担当課
96	国や都等関係機関への働きかけ	大田区の範囲を超える分野については、国や都に対し実効性のある法の整備や諸制度の充実を要望していきます。	人権・男女平等推進課
97	先進的な取組の調査研究	大田区の課題解決に向けて、先駆的な取組を行っている自治体の調査研究を行います。	人権・男女平等推進課

個別目標2 着実な計画の推進

大田区役所すべての職員が男女共同参画の意義を理解し、その視点に立った業務を行えるように職員の意識啓発と庁内組織の充実・強化を図ります。

男女共同参画の拠点である男女平等推進センターを中心に、講座の開催や情報提供、交流の場の提供を行います。

【施策①】推進体制の充実

計画を着実に推進していくため、組織横断的な取組を継続的に行い、区民や地域などとの協働を図り、施策を総合的に推進していきます。

No.	事業	事業内容	担当課
98	男女共同参画推進本部の運営	計画を総合的に推進していくため、区行政運営の最高方針を審議策定する庁議を男女共同参画の推進本部と位置づけ、全庁をあげて計画推進の充実を図ります。	人権・男女平等推進課
99	男女共同参画推進職員会議の運営	各部局の計画を担当する職員等からなる職員会議を設置し、計画の進捗確認を通し、男女共同参画の視点に立った所管課の事業実施を促進します。	人権・男女平等推進課
100	男女共同参画推進区民会議の運営	学識経験者や団体推薦、公募の区民によって構成される区民会議を開催し、様々な分野で活動している主体から、多角的な意見を集約し、男女共同参画施策に反映させていきます。	人権・男女平等推進課
101	男女平等の視点に立った職員の意識の啓発及び研修	男女平等の視点に立った事業執行ができるよう職員研修を実施し、職員の育成を推進します。また、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けての認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	人事課
102	特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、仕事と家庭を両立させる環境づくりや女性職員の活躍に向け、区が事業主として率先して推進していきます。	人事課

【施策②】男女平等推進センターの運営

男女共同参画推進の拠点となる男女平等推進センターを中心として、学習機会の充実や情報の発信、団体活動の支援などを推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
103	男女共同参画推進のための拠点施設機能	男女共同参画社会の実現を目指した取り組みの拠点施設として、男女共同参画プランに基づく推進事業を実施します。	人権・男女平等推進課
104	エセナフォーラム・フェスタの開催	講演会や映画会、展示、ワークショップ等で男女共同参画を区民と学ぶフォーラムと、エセナおおた利用者や利用団体の発表等を行うフェスタを実施し、広く区民の交流と男女共同参画意識の啓発を図ります。	人権・男女平等推進課
105	情報の発信	男女共同参画に関する情報や施設に関する情報などを積極的に発信します。	人権・男女平等推進課
90	男女共同参画社会をめざした活動団体等への支援【再掲】	男女共同参画社会づくりの促進を図る目的で、区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催する団体等に対し、エセナおおたの施設の優先利用により活動を支援します。	人権・男女平等推進課

第8期大田区男女共同参画推進プラン

発行：大田区総務部 人権・男女平等推進課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

TEL：03-5744-1610(直通)

FAX：03-5744-1556